

令和4年度第15回教育委員会会議日程

開催期日 令和5年2月22日(水)

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第26号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第5 議案第43号 芽室町教育支援委員会具申の件(非公開)
- 日程第6 議案第44号 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件(非公開)
- 日程第7 議案第45号 令和4年度芽室町文化賞等受賞者決定の件(非公開)
- 日程第8 議案第46号 令和4年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件(非公開)
- 日程第9 議案第47号 令和5年度芽室町教育行政執行方針の件(非公開)
- 日程第10 議案第48号 第2期芽室町教育振興基本計画策定の件
- 日程第11 議案第49号 第2期芽室町社会教育推進中期計画策定の件
- 日程第12 議案第50号 第4期芽室町子どもの読書活動推進計画策定の件
- 日程第13 議案第51号 芽室町図書館運営指針策定の件
- 日程第14 議案第52号 令和5年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第15 議案第53号 条例改正(芽室町立学校水泳プール設置及び管理条例中一部改正)の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第16 議案第54号 条例制定(芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例制定)の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第17 議案第55号 条例制定(利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定)の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第18 議案第56号 芽室町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則中一部改正の件
- 日程第19 議案第57号 令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件(非公開)

閉 会

日程第 4

報告第 26 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 5 年 2 月 22 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定

平成13年4月 1日適用

平成14年4月 1日改定

平成14年4月 1日適用

平成16年4月 1日改定

平成16年4月 1日適用

平成21年4月 1日改定

平成21年4月 1日適用

平成30年2月 8日改定

平成30年3月12日適用

令和 2年4月 1日改定

令和 2年4月 1日適用

令和 3年4月 1日改定

令和 3年4月 1日適用

日程第 5

議案第 4 3 号

芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）

芽室町教育支援委員会の審査結果に基づく具申がありましたので、心身障害児童に対し、能力に応じた教育が受けられるよう適正な就学指導をしようとするものであります。

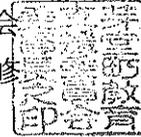
令和5年2月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年1月24日

芽室町教育委員会
教育長 程野 仁 様

芽室町教育支援委員会
委員長 山川 修



特別支援学級等への入級について（具申）

令和4年度第2回芽室町教育支援委員会の協議結果について、関係書類を付して具申します。

記

- 1 特別支援学級等に入級する児童・生徒の適否の判断について
別紙のとおり
- 2 添付書類 就学先決定シート
別紙のとおり

日程第 6

議案第 4 4 号

令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件
(非公開)

令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について、広報誌に掲載しようとするものであります。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 7

議案第 4 5 号

令和 4 年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）

芽室町文化賞等規則第 9 条の規定に基づき、文化賞等の受賞者を決定しようとする
ものであります。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁



令和5年2月10日

芽室町教育委員会教育長 程野 仁 様

芽室町社会教育委員
委員長 岩野 真 志



令和4年度芽室町文化賞等受賞候補者について

令和5年2月6日付け生涯第209号で諮問のありました令和4年度芽室町文化賞等受賞候補者について、次のとおり答申します。

記

- 1 諮問のありました文化賞等の候補者については、全て受賞者として適当であると認めます

(生涯学習課社会教育係)

芽室町文化賞等規則

令和3年10月27日教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町の文化の振興を図るため、各種文化事業において優秀な成績を収めた者及び文化の発展に寄与した者に対し、文化賞、文化奨励賞、少年文化賞及び少年文化奨励賞（以下「文化賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象)

第2条 文化賞等は、芽室町在住の個人及び芽室町内を活動拠点とする団体を対象とする。なお、団体にあつては、構成員に芽室町在住者を含むものとする。

2 文化賞及び文化奨励賞は高校生以上を対象とし、少年文化賞及び少年文化奨励賞は、小学生及び中学生を対象とする。

3 文化賞等の表彰対象となった団体に関しては、当該文化事業に出場又は参加した者全員を表彰対象者とする。

(文化賞)

第3条 文化賞は次の2部門とする。

(1) 功勞の部 芽室町において文化活動の普及と発展のための指導等を20年以上続けている個人又は団体のうち、本町文化振興に著しく貢献した個人又は団体に対して芽室町文化賞（以下「文化賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(2) 成績優秀の部 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対して文化賞を贈り、これを表彰する。

ア 全国規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

イ 全道規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(文化奨励賞)

第4条 文化奨励賞は次の2部門とする。

(1) 功勞の部 芽室町において文化活動の普及と発展のための指導等を10年以上続けている個人又は団体のうち、本町文化振興に貢献し、今後の活動が期待さ

れる個人又は団体に対して芽室町文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。

- (2) 成績優秀の部 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めた個人又は団体に対して文化奨励賞を贈り、これを表彰する。

ア 全道規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

イ 全十勝規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの
(少年文化賞)

第5条 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次の各号のいずれかに該当する特に優秀な成績を収めた個人又は団体に対して、芽室町少年文化賞（以下「少年文化賞」という。）を贈り、これを表彰する。

- (1) 全国規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

(2) 全道規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの
(少年文化奨励賞)

第6条 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めた個人又は団体に対して、芽室町少年文化奨励賞（以下「少年文化奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。

- (1) 全道規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

(2) 全十勝規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの
(表彰の制限)

第7条 過去に文化賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一分野で文化奨励賞を受賞することはできない。

2 過去に少年文化賞の表彰を受けた者は、同一分野で少年文化奨励賞を受賞するこ

とはできない。

(表彰候補者の推薦)

第8条 受賞候補者を推薦しようとするものは、表彰する当該年度の1月31日までに文化賞等受賞候補者推薦書(別記様式)を芽室町教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(受賞者の決定)

第9条 文化賞等の受賞者の適正を期するため、委員会は社会教育委員に諮問し、その答申に基づき受賞者を決定する。

(表彰)

第10条 文化賞等には、賞状及び記念品を贈る。

(表彰期日)

第11条 文化賞等は、毎年3月に贈る。ただし、特別の事情があるときは変更することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の芽室町文化賞等規則第3条の規定による文化賞等の表彰を受けたものは、この規則第3条から第8条までの規定により文化賞等の表彰を受けたものとみなす。

附 則(令和3年10月27日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

日程第 8

議案第 4 6 号

令和 4 年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）

芽室町スポーツ賞等規則第 9 条の規定に基づき、スポーツ賞等の受賞者を決定しようとするものであります。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁



令和5年2月10日

芽室町教育委員会教育長 程野 仁 様

芽室町社会教育委員
委員長 岩野 真 志



令和4年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者について

令和5年2月6日付け生涯第210号で諮問のありました令和4年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者について、次のとおり答申します。

記

- 1 諮問のありましたスポーツ賞等の候補者については、全て受賞者として適当であると認めます

(生涯学習課スポーツ振興係)

芽室町スポーツ賞等規則

令和3年10月27日教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町のスポーツの振興を図るため、各種スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者に対し、スポーツ賞、スポーツ奨励賞、少年スポーツ賞及び少年スポーツ奨励賞（以下「スポーツ賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象)

第2条 スポーツ賞等は、芽室町在住の個人及び芽室町内を活動拠点とする団体を対象とする。なお、団体にあつては、構成員に芽室町在住者を含むものとする。

2 スポーツ賞及びスポーツ奨励賞は高校生以上を対象とし、少年スポーツ賞及び少年スポーツ奨励賞は、小学生及び中学生を対象とする。

3 スポーツ賞等の表彰対象となった団体に関しては、当該スポーツ大会において選手登録をした者全員を表彰対象者とする。

(スポーツ賞)

第3条 スポーツ賞は次の2部門とする。

(1) 功労の部 芽室町において体育レクリエーションの健全な普及と発展のための指導等を20年以上続けている個人又は団体のうち、本町スポーツ振興に著しく貢献した個人又は団体に対して芽室町スポーツ賞(以下「スポーツ賞」という。)を贈り、これを表彰する。

(2) 優秀選手の部 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対してスポーツ賞を贈り、これを表彰する。

ア 全国規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

イ 全道規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(スポーツ奨励賞)

第4条 スポーツ奨励賞は次の2部門とする。

(1) 功労の部 芽室町において体育レクリエーションの健全な普及と発展のため

めの指導等を10年以上続けている個人又は団体のうち、本町スポーツ振興に貢献し、今後の活動が期待される個人又は団体に対して芽室町スポーツ奨励賞（以下「スポーツ奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(2) 優秀選手の部 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対してスポーツ奨励賞を贈り、これを表彰する。

ア 全道規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

イ 全十勝規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(少年スポーツ賞)

第5条 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次の各号のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対して、芽室町少年スポーツ賞（以下「少年スポーツ賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(1) 全国規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

(2) 全道規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(少年スポーツ奨励賞)

第6条 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対して、芽室町少年スポーツ奨励賞（以下「少年スポーツ奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(1) 全道規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

(2) 全十勝規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(表彰の制限)

第7条 過去にスポーツ賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一競技でスポーツ奨励賞を受賞することはできない。

2 過去に少年スポーツ賞の表彰を受けた者は、同一競技で少年スポーツ奨励賞を受賞することはできない。

(表彰候補者の推薦)

第8条 受賞候補者を推薦しようとするものは、表彰する当該年度の1月31日までにスポーツ賞等受賞候補者推薦書を芽室町教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

（受賞者の決定）

第9条 スポーツ賞等の受賞者の適正を期するため、委員会は社会教育委員に諮問し、その答申に基づき受賞者を決定する。

（表彰）

第10条 受賞者には、賞状及び記念品を贈る。

（表彰期日）

第11条 スポーツ賞等は、毎年3月に贈る。ただし、特別の事情があるときは変更することができる。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の芽室町スポーツ賞等規則第3条の規定によるスポーツ賞等の表彰を受けたものは、この規則第3条から第8条までの規定によりスポーツ賞等の表彰を受けたものとみなす。

附 則（令和3年10月27日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

日程第9

議案第47号

令和5年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）

令和5年度芽室町教育行政執行方針について、決定しようとするものであります。

令和5年2月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第10

議案第48号

第2期芽室町教育振興基本計画策定の件

第2期芽室町教育振興基本計画について、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、策定しようとするものであります。

令和5年2月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁



令和5年2月6日

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁 様

芽室町教育振興基本計画策定委員会

委員長 西村嘉博

第2期芽室町教育振興基本計画の策定に関する答申

令和4年6月1日付け教推第80号で諮問のあった、第2期芽室町教育振興基本計画の策定について、次の意見を付して答申します。

記

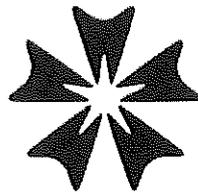
- 1 第2期芽室町教育振興基本計画（案）の策定にあたって、委員会における意見・提言がありましたので、今後、事業を推進する際には、これらの意見・提言を十分踏まえて取り組むようお願いいたします。

第2期芽室町教育振興基本計画

2023年度（令和5年度）

～

2026年度（令和8年度）



令和5年2月

芽室町教育委員会

目 次

第1章 第2期芽室町教育振興基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	4

第2章 基本理念と施策項目

第1節 基本理念	6
第2節 施策項目	6
1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進	
施策項目（1）確かな学力と社会の変化に対応する力の育成	9
施策項目（2）規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成	12
施策項目（3）健やかな体の育成と健康・防災教育の推進	15
2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立	
施策項目（1）特別なニーズに対応した教育の推進	18
施策項目（2）教育の機会均等などの学びのセーフティネットの構築	20
施策項目（3）安全・安心で質の高い教育環境の整備	22
3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進	
施策項目（1）地域とともにある学校づくりの推進	25
施策項目（2）社会教育の推進と文化・スポーツの振興	27

【参考資料】

1 第2期芽室町教育振興基本計画策定経過	32
2 第2期芽室町教育振興基本計画（原案）の諮問	34
3 第2期芽室町教育振興基本計画（原案）の答申	35
4 芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例	36
5 芽室町教育振興基本計画策定委員会委員名簿	38

第1章 第2期芽室町教育振興基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第1節 計画策定の趣旨

本町では、第5期芽室町総合計画の個別計画として、平成30年12月に平成31年度から令和4年度までの4か年を計画期間とする、芽室町教育振興基本期計画を策定しました。

その後、我が国においては、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化の進展、さらには、「Society5.0」の到来、新型コロナウイルス感染症への対応などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変わり、従来の知識や経験だけでは解を見出すことが難しい時代になっています。したがって、町民一人一人が、未来において様々な困難を乗り越え、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長するとともに地域とともにある学校づくりの推進により、保護者や地域社会と目標を共有する中で、子どもたちの郷土愛や夢への挑戦心などを育む教育の実現を地域総がかりで図っていく必要があります。

これらを踏まえ、これまで本町が進めてきた教育施策の改善・充実を図るため、今後の芽室町教育の目標や方向性を明らかにする中で、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくために、「第2期芽室町教育振興基本計画」を策定します。

なお、この計画は教育基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

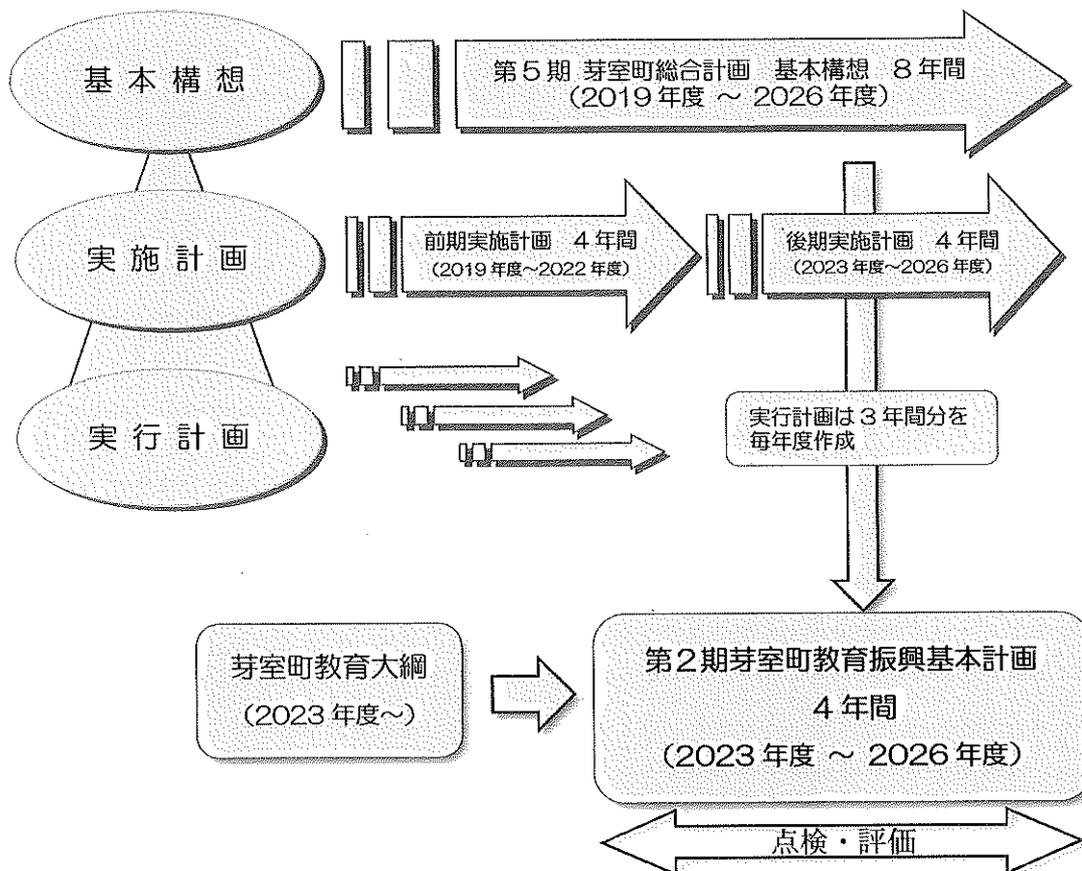
教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抜粋）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、国の「第4期教育振興基本計画」、北海道の「北海道教育推進計画」を踏まえ、「第5期芽室町総合計画後期実施計画」で掲げる教育施策との整合性を図りつつ、町長が定める「教育に関する大綱」に沿うとともに、教育に関する町の諸計画を勘案して策定しています。



第3節 計画の期間

この第2期教育振興基本計画は、2023年度（令和5年度）から2026年度（令和8年度）までの4年間とします。なお、計画期間中であっても、法改正及び町の上位計画の改変、また、様々な社会情勢の変化により新たに対応すべき教育課題等が生じた場合は、適宜見直しを行っていくこととします。

第2章 基本理念と施策項目

第1節 基本理念

第2節 施策項目

第1節 基本理念

豊かな心と健やかな体を育み、人々が充実した生涯を過ごすためには、地域社会と連携・協働し、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を身につけることや、すべての人が主体的に学び、自ら学習した喜びや達成感を得られるような取組が必要です。

また、少子高齢化・人口減少が進むなか、町に愛着や誇りを持ち地域の発展を支える人財の育成が重要となっています。

子どもたちが、未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、自らの良さや可能性を認識するとともに、全ての人を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長できるよう、これからの芽室町が目指す教育の基本理念を次のとおり掲げます。

基本理念

「心豊かで 次代に輝く 芽室の人」を育む

芽室町への愛着と誇りの醸成 自己有用感の醸成 夢への挑戦心の醸成

自然豊かで農業をはじめ、各種産業などが発展する芽室町を次代に継承していくためには、教育の果たすべき役割が益々重要となっていることから、目指すべき人財を「心豊かで 次代に輝く 芽室の人」とし、我が町にずっと暮らし続けたい、我が町をずっと支えたいと思うことができる人財を芽室町の地域全体で育んでいきます。

第2節 施策項目

教育を取り巻く諸課題や社会的要請を踏まえ、基本理念を実現するため、今後展開する施策項目（主な取組み）を整理しました。

施策項目と施策の主な取り組み

1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進	
施 策 項 目	
施策の主な取り組み	
(1) 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成	
ア 義務教育9年間における確かな学力の育成	
イ 義務教育9年間における「めむろ未来学」の推進	
ウ 義務教育9年間におけるグローバル人財の育成	
(2) 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成	
ア 道徳教育や情操教育の充実	
イ いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応	
ウ 発達の段階に応じた人権教育、情報モラル教育などの推進	
(3) 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進	
ア 体力・運動能力の向上と運動習慣の定着	
イ 各教科を通じた、健康で豊かな食生活を支える食育の推進	
ウ 子どもの基本的な生活習慣の確立と健康教育の推進	
エ 防災・安全教育の推進	
2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立	
施 策 項 目	
施策の主な取り組み	
(1) 特別なニーズに対応した教育の推進	
ア 発達支援システムによる一貫性と継続性のある支援体制の充実	
イ 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対するきめ細やかな対応の充実	
(2) 教育の機会均等などの学びのセーフティネットの構築	
ア 要・準要保護児童生徒就学支援事業の実施	
イ 私立高等学校授業料補助の実施	
ウ 大学等奨学金貸付事業の実施	
エ ヤングケアラー等の児童生徒の状況に応じた支援体制の充実	
(3) 安全・安心で質の高い教育環境の整備	
ア 学校施設などの老朽化対策としての長寿命化改修の計画的な実施	
イ ICT・教材備品等の環境整備	
ウ 課外学習環境の整備	
エ 登下校時の安全・安心の運行管理徹底	
オ 教職員の資質向上と働き方改革の推進	

	カ 教職員住宅の適正な維持管理
	キ 小中学校配置計画の見直しと推進
3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進	
施 策 項 目	
	施策の主な取り組み
(1) 地域とともにある学校づくりの推進	
	ア コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携・協働の推進
	イ 山村留学制度の推進
	ウ 食と農をつなぐ食農教育の推進
(2) 社会教育の推進と文化・スポーツの振興	
	ア 青少年の基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実
	イ 地域学校協働活動の推進
	ウ 生涯学習支援体制の充実と芸術文化活動の推進
	エ 社会教育・社会体育施設の機能の充実
	オ 社会教育関係団体の支援
	カ 高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進
	キ 文化財の調査・保護の推進
	ク 発祥の地ゲートボールの普及振興

施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目 (1) 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成

第 5 期芽室町後期総合計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

令和3年度の全国学力・学習状況調査によると、本町の平均正答率は、小学校6年生においては全国平均を下回るものの、全国との平均正答率との差が数ポイントに縮まってきています。また、中学校3年生においては、数学は全国平均を数ポイント下回るものの、国語は全国平均と同程度となっています。

また、「学校の授業以外に、普段（月曜日～金曜日）1日どれくらいの時間勉強しますか」という質問に対し、「1時間以上勉強する」と答えた割合が小学校6年生で40.1%（全道58.3%、全国62.5%）、中学校3年生で74.6%（全道71.9%、全国75.9%）であり、特に小学校で家庭学習の時間が短い傾向があります。

変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実が求められています。

そのため、新たに学校における基盤的なツールとなるICTも適切に活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進める必要があります。

2 施策の概要

子どもの確かな学力と社会の変化に対応できる力の育成のため、各学校において「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めます。また、個々の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導の充実に努めるとともに、ICT等を活用し、発達段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。その際、義務教育9年間を通して教育が重要になることから、義務教育学校の設置の検討を含め、小中一貫教育を推進していきます。

3 施策の主な取り組み

ア 義務教育9年間における確かな学力の育成

- ①各学校において、学習指導要領に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の充実に向け、授業改善を実現することができるよう、学校教育指導を行うとともに、学校の実情に応じた支援をします。
- ②教育課程編成とその進度の点検、定期的な学校訪問等を担う学校教育推進員の配置を検討します。
- ③町の基幹産業である農業や歴史や文化など、郷土に根ざした特色ある教育活動を推進します。
- ④小中学校全学年における30人以下学級編制の実施や、教職員定数加配教諭によるTT指導及び習熟度別少人数指導の実施などを通じて、きめ細やかで質の高い学びを推進します。
- ⑤全国学力・学習状況調査や学校評価の実施などを通して検証改善サイクルを機能させるなど、学習効果の最大化を図るため、各学校におけるカリキュラムマネジメントの確立に努めます。
- ⑥小学校における外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備のため、外国語指導助手（ALT）の配置のほか、教員の研修の機会の確保に努めます。
- ⑦学校と家庭が一体となって、ICTを生かした家庭学習の充実を推進します。
- ⑧長期休業中の学習習慣の定着及び学習機会の提供を目的に、小・中学生を対象に学習支援事業（寺子屋めむろ、教育支援センターゆうゆう長期休業中プログラム）を実施します。
- ⑨発達支援システムや「芽室町スタートカリキュラム」により、幼保・小の円滑な接続を推進します。

イ 義務教育9年間における「めむろ未来学」の推進

- ①9年間を見通した探究・提案・発信型の未来志向の学びである「めむろ未来学」の推進を通して、学びの連続性や社会的自立に視点を当てた小中連携・一貫教育を推進及び義務教育学校を検討します。

ウ 義務教育9年間におけるグローバル人財の育成

- ①ICTを有効活用し、発達段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- ②新しい時代に必要となる資質・能力の育成のため、各教科等や総合的な学習の時間における教科等横断的な学習（STEAM教育）や探究的な学習、プログラミング教育などの充実に努めます。
- ③社会的・職業的自立に向け、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、児童生徒一人一人のキャリア形成を育むために、キャリア・パスポートを活用するなど、児童生徒が自身の変容や成長の自己評価を促すキャリア教育を推進します。
- ④持続可能な社会の構築に向けて、9月25日を「芽室町・学校SDGsデー」に設定し、SDGsの視点に立った教育活動を推進します。

⑤プログラミング的思考の育成を含む情報活用能力の育成のため、ICT環境を整備します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度(R3)	目標年度(R8)
全国学力・学習状況調査において、児童生徒の科目の平均正答率の全国値を100とした場合の値	小6 96.4 中3 95.2	100.0以上
全国学力・学習状況調査において、「学校の授業以外に、普段（月曜日～金曜日）1日どれくらいの時間勉強しますか」という質問に対して、「1時間以上勉強する」と回答した児童生徒の割合	小6 40.1% 中3 74.6%	小6 63.0% 中3 76.0%
全国学力・学習状況調査において、「授業（算数・数学）の内容がよくわかる」「どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合	小6 84.5% 中3 63.0%	小6 85.0% 中3 75.0%
（新）全国学力・学習状況調査において、「将来の夢や目標を持っている」「どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合	小6 79.7% 中3 69.3%	小6 85.0%(80.3%) 中3 75.0%(68.6%)

5 関連するSDGsの目標



施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目 (2) 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成

第 5 期芽室町総合計画後期実施計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

政策 2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

1 現状と課題

本町において、令和 3 年度の全国学力・学習状況調査の結果では、「自分には、よいところがある」と回答した児童生徒の割合が、小学校で 74.7%と全国を下回っており、自尊感情が低い傾向が見られますが、中学校では 83.6%と全国を上回っており、自尊感情が高い傾向が見られます。

学校の教育活動全体を通して、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳教育の充実が求められており、教員の指導力の向上を通して道徳科の授業改善を推進するとともに、発達の段階に応じて人権に関する基本的な知識を身に付け、自他を尊重する態度を育成する取組を推進する必要があります。

本町では、芽室町いじめ防止基本方針を策定し、さらに全小中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、全町あげていじめの防止や早期発見・解決に取り組んでいますが、どの児童生徒にもいじめは生じえるという認識に立ち、「いじめを見過ごさない子ども」の育成のため、家庭と連携し、学校における指導の徹底や意識啓発が求められています。

不登校については、本町においても全国の傾向と同様に増加の傾向にあります。不登校の理由や児童生徒の状況は多様化しており、早期の支援や家庭や関係機関との連携のもと、個別の状況に応じた組織的かつ計画的な支援が必要です。

2 施策の概要

子どもたちに規範意識や互いを思いやる気持ち、生命を大切にする心などの豊かな心を育むため、道徳教育の充実を図るとともに、芸術に触れる機会や体験活動の充実に努めます。

いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向け、支援体制の整備や不登校支援システムを推進するとともに、発達の段階に合わせた人権教育や情報モラル教育等を推進します。

3 施策の主な取り組み

ア 道徳教育や情操教育の充実

①学校の教育活動全体を通して、生命の尊さや思いやりの心、規範意識などについて、自ら考え行動することができるよう、道徳的課題に子どもたち一人ひとりが向き合う「考え、議論

する道徳」や豊かな心を育む情操教育の充実に努めます。

- ②課題解決的・体験的な学習など多様な指導方法を取り入れた授業を展開できるよう、道徳教育推進教師を中心に授業研究・授業改善を図ります。
- ③家庭や地域と連携を図り、基本的な生活習慣・学習習慣の定着を推進し、規律意識等の道徳的価値を大切にすることを育成します。
- ④児童生徒へ優れた作品に触れる機会を提供する芸術鑑賞事業や、児童生徒の自己肯定感を育成し、活力に満ちた児童生徒を育成することを目的とした講演会等を実施する豊かな心を育む人づくり推進事業を継続し、豊かな情操を養います。
- ⑤学校図書標準充足率 100%以上を維持するとともに、学校司書配置について検討します。
- ⑥音楽や図画工作・美術等の授業を通じて、心を豊かにする教育を推進します。
- ⑦学校や家庭・地域において、児童生徒の豊かな人格形成を推進するため、自然体験や生活体験、お手伝い等の体験活動を充実します。

イ いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応

- ①いじめの未然防止や早期解消に向け、いじめの積極的な認知と情報共有を推進するとともに、「いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応の強化と検証による基本方針の適宜見直しを行います。
- ②いじめアンケートの結果に基づいた適切な指導や教員の研修を行うとともに、関係機関と連携して児童生徒へ情報モラル教育や人権教育などを行うなど、いじめの未然防止のための対策を行います。
- ③児童一人一人の学校や学級における生活意欲や満足度を把握し、望ましい学級集団づくりや人間関係づくりを進めるため、「Q-Uテスト」等の活用を図ります。
- ④いじめや不登校などの悩みを持つ児童生徒や保護者、指導に当たる教員に対して、スクールライフアドバイザーや教育支援センターを活用した助言・相談、関係機関との連携等の教育相談事業の充実を図ります。
- ⑤関係機関と連携し、組織的かつ計画的に不登校支援を実施する不登校支援システムの推進により、登校に困難を抱える児童生徒への多様な学びの保障に努めます。
- ⑥既に民間法人に委託している教育支援センターにて、民間のノウハウを最大限に生かした学習プログラムの促進、体験活動の場や機会の提供、及びコミュニケーション能力等の育成を行います。

ウ 発達の段階に応じた人権教育、情報モラル教育などの推進

- ①道徳授業や出前講座を活用し、人権に関する正しい知識の習得と自他を尊重する態度を育成する人権教育を推進します。
- ②PTA、青少年健全育成協議会等の関係機関と連携して作成した、「芽室町スマホ・ケータイ・ネット親子ルール宣言」の定着を図るとともに、学校・家庭において情報モラル教育の推進をします。
- ③成人年齢引き下げに対応できる力を身につけるため、社会科の授業や出前講座等を活用し

て社会参画の態度を育む主権者教育を推進します。

④主体的に環境に配慮して行動できる態度を身につけるため、各学校に設置している太陽光発電設備の活用や地域の特色を生かした環境教育を、教科横断的に推進します。

⑤誰もが個性や能力を發揮できるよう、ジェンダー平等や多様性への理解を深める教育を推進します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度(R3)	目標年度(R8)
全国学力・学習状況調査において、「自分には、よいところがある」「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小6 74.7% 中3 83.6%	小6 77.0% 中3 89.0%(77.0%)
全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「どちらかといえばいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合	小6 99.4% 中3 96.3%	すべての児童生徒が「いけないことだと思う」と回答することを目指す
(新) 全国学力・学習状況調査において、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」「どちらかといえば取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合	小6 84.0% 中3 94.7%	小6 89.0%(81.1%) 中3 100%(86.2%)

5 関連するSDGsの目標



施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目 (3) 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進

第 5 期芽室町後期総合計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

政策 2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

1 現状と課題

本町においては、令和 3 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、「体育の授業以外で 1 週間に運動・スポーツの総運動時間が 60 分以上」と回答した児童生徒の割合が、小学校男子で 89.7% (全国 91.2%、北海道 90.3%)、小学校女子で 88.6% (全国 85.5%、北海道 85.4%)、中学校男子で 89.8% (全国 92.6%、北海道 89.9%)、中学校女子で 79.0% (全国 82.2%、北海道 79.5%) となっており、小学生女子以外は全国・全道に比べて運動時間が短い傾向が見られます。

また、全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べていますか」という質問に対し、「食べている、どちらかと言えば食べている」と回答した児童生徒の割合は 96.3% となっており、高い水準を保ってはいるものの、正しい食習慣が確立していない児童生徒も一定数いる状況です。

子どもの体力は、健康増進のみならず学習意欲にも大きく関わっていることから、学校では体力向上・運動習慣づくりの推進や、栄養教諭による食育指導の充実が求められています。

また、災害や事故、犯罪等から身を守ることができるよう、自ら危険を予測して、回避するための知識や行動を身に付けるなど、危機対応能力の育成が求められています。

2 施策の概要

子どもたちの体力・運動能力の向上を目指し、体育授業の工夫改善やスポーツ機会の充実を図るとともに、子どもの基本的な食習慣や生活習慣の確立のため、食育・食農教育や健康教育の推進に努めます。

危機対応能力を育成するため、学校や家庭、地域、関係機関と連携し、より効果的な防災教育、交通安全教育、防犯教育の推進に努めます。

3 施策の主な取り組み

ア 体力・運動能力の向上と運動習慣の定着

①全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用し、自己の体力の現状を踏まえた体力向上の目標設定と、その実践の推進に努めます。

②保護者に対して、子どもたちの体力や健康の状況について適切な情報提供を行い、保護者の意識啓発を図るほか、全国・全道大会に出場する児童生徒への助成やスポーツ機会の充実を通じて、体力・運動能力の向上を図ります。

イ 各教科を通じた、健康で豊かな食生活を支える食育の推進

- ①学校給食を活用した食に関する正しい知識や望ましい食習慣の指導などの健康教育を推進し、食育指導体制の充実を図ります。
- ②学校給食の提供を基本とし、食物アレルギーなどに対する代替食の提供など、児童生徒の健やかな成長や発達を支援します。
- ③「めむろまるごと給食」は、地元産食材を活用し、食を支える本町の基幹産業である農業の大切さと食の安全・安心を学び、地元産食材の魅力を知ること、食を支える人への感謝と地元への愛着を育む食育・食農教育として継続して実施します。
- ④学校給食施設の衛生管理の徹底と、施設・設備の老朽化に対する計画的な修繕や更新整備を実施します。

ウ 子どもの基本的な生活習慣の確立と健康教育の推進

- ①学校・家庭・地域が連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進し、子どもの基本的な生活習慣の確立を図ります。
- ②子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康教育の一環として、小学校4年生、中学校1年生及び学校の2計測（身長・体重）から算出したローレル指数、BMI指数において所見がみられる全学年の児童生徒に生活習慣病検査（血液検査）を実施するとともに、要指導等と診断された児童生徒及び保護者に対し、子育て支援課と連携して栄養指導等を行います。
- ③国が推進する8020運動を踏まえ、家庭と連携しながら、歯・口の健康教育の推進に努めます。
- ④子どもの視力低下の傾向等を踏まえ、家庭と連携しつつ、学習者用タブレット利用に当たって児童生徒の健康への十分な配慮に努めます。

エ 防災・安全教育の推進

- ①各学校において、災害予防等の知識の向上及び地震や水害などにおける避難等の具体的な対応方法の習得など、自分の身を守る防災教育の推進に努めます。
- ②保健体育の授業や出前講座を活用し、自他の生命を尊ぶ安全教育や性教育、薬物乱用防止等の発達段階に応じた指導を充実します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度(R3)	目標年度(R8)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点の全国平均値を 50.0 とした場合の値	小5男子 47.6 小5女子 51.5 中2男子 47.3 中2女子 46.7	50.0 以上
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体育の授業以外で 1 週間に運動・スポーツの総運動時間が 60 分以上と回答した児童生徒の割合	小5男子 89.7% 小5女子 88.6% 中2男子 89.8% 中2女子 79.0%	小5男子 92.0% 小5女子 93.0%(86.0%) 中2男子 93.0% 中2女子 83.0%
全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	小6 84.0% 中3 91.0%	小6 90.0% 中3 95.0%(90.0%)

5 関連する SDG s の目標



施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目 (1) 特別なニーズに対応した教育の推進

第 5 期芽室町総合計画後期実施計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

本町において、令和 3 年度に特別支援学級に在籍する小・中学校の児童生徒は 119 人（全児童生徒数 1,672 人）となっており、平成 29 年度の在籍者数は 88 人（全児童生徒数 1,836 人）であったことから、児童生徒の総数は減っているものの、特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加する傾向にあります。加えて、通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実が求められています。

特に、情報化が進展する中、ICT は特別な支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる重要な手段であり、国の GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の整備が行われたことから、特別支援教育の充実に向け、一層の効果的な活用を推進する必要があります。

また、特別な支援が必要な人に対しては、関係機関が連携し、乳幼児から就労期まで一貫性と継続性のある支援を行うことができるよう「芽室町発達支援システム」により、様々な取組を行っていますが、時代の状況やニーズに対応する支援の充実が必要です。

2 施策の概要

幼児期から学校卒業まで、切れ目のない一貫した指導や支援が行われるよう、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を把握し、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や必要な支援に努めます。

3 施策の主な取り組み

ア 発達支援システムによる一貫性と継続性のある支援体制の充実

①認定子ども園・幼稚園・保育所から小学校への情報の円滑な伝達や連携を深め、子どもたちがより良い小学校生活を送ることができるよう「保育と教育の架け橋カンファレンス」を実施します。

②読み書きに困り感のある児童の早期発見と適切な指導のため、小学校 1・2 年生を対象に「読み書き支援スクリーニング」を実施します。

③小・中学校の円滑な情報伝達により、児童がより良い中学校生活を送ることができるよう、中学校入学前に「特別支援教育における小・中連携事業」を実施します。

- ④特別な指導が必要な児童生徒に対し、一人ひとりの教育ニーズに応じた支援ができるよう、研修会を実施するなど、「芽室町個別支援計画」の作成と活用を推進します。
- ⑤就学等の各種相談体制及び関係機関との連携を強化するため、「地域コーディネーター」の複数配置を継続します。

イ 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対するきめ細やかな対応の充実

- ①特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、特に学校生活における補助が必要な児童生徒に対して学校支援員を適正に配置します。
- ②通常学級において特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、ティーム・ティーチングを行えるよう、児童生徒の実態に合わせて教育活動指導助手を配置します。
- ③学校内外の専門家や関係機関と連携した研修等による教職員の専門性の向上や、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会の活性化等によって、校内支援体制の充実を図ります。
- ④特別な支援を必要とする子どもが各教科等の学習の効果を高めたり、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することができるよう、ICTを活用した教育を推進します。
- ⑤医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、看護師派遣や教員研修、周囲の児童生徒や保護者への啓発を行います。
- ⑥多様な指導に対応した教材・教具の整備に努めます。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度(R3)	目標年度(R8)
「芽室町個別支援計画」を進学先等への引き継ぎに活用している学校の割合	100%	100%
小・中学校に配置されている教育活動指導助手や支援員の人数	17人	適正に配置

5 関連するSDGsの目標



施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目 (2) 教育の機会均等など学びのセーフティネットの構築

第 5 期芽室町後期総合計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

本町の就学援助を受けている児童生徒の割合（5月1日時点）は、令和3年度は11.1%であり、平成29年度が15.7%であったことから、児童生徒数の減少等により年々認定率が下がっているものの、一定の割合で経済的な理由により、子どもを学校に通わせることが困難な家庭があります。

本町では、平成29年度に「芽室町子どもの貧困対策 対応指針」を策定し、庁内外各機関での発見・対応策の共通認識を図っているところですが、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また家庭の経済状況によって子どもが進学を断念することがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

少子高齢化や核家族化の進行等を背景に、児童生徒が家事や家族の世話について、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーが、道の実態調査では道内の中学生で約4%確認されており、また、家庭の経済的な理由等で生理用品を購入できない児童生徒がいるという「生理の貧困」問題もあります。これらの問題は表面化しにくい傾向にあるため、子どもと接する時間が長く、ヤングケアラー等を発見しやすいとされる学校において、ヤングケアラー等に対する教員の理解をより深めるとともに、町の関係機関と連携し、一人ひとりの子どもの実情に応じた支援を行うことが必要です。

2 施策の概要

経済的な理由で子どもの就学の機会が損なわれることのないよう、就学に係る経済的支援を推進します。

ヤングケアラーや生理用品の入手に困難が生じている児童生徒の実情に応じた相談機会を確保することや、学校においてヤングケアラー等への早期発見・早期対応できる体制を構築できるよう、教職員への研修の充実に努めるとともに、学校と町の関係機関が連携したきめ細やかな支援体制の充実に努めます。

3 施策の主な取り組み

ア 要・準要保護児童生徒就学支援事業の実施

- ①保護者が安心して子どもを就学させることができるよう、学用品費等の援助を実施します。
- ②全ての保護者に対して、学校を通じて制度のお知らせと申請書を配付するほか、広報紙など

<p>を通じて周知するなど、周知の徹底に努めます。</p> <p>③必要な時期に必要な援助ができるよう、希望者に対し、「新入学用品費」を入学前に支給します。</p> <p>④申請時の聞き取りの内容によっては、必要に応じて相談機関の情報提供を行います。</p>
<p>イ 私立高等学校授業料補助の実施</p> <p>①学費の負担の大きい私立高等学校へ子どもを通学させている保護者に対し、負担軽減のため、授業料の一部を補助します。</p> <p>②関係高等学校と連携し、対象となる方に制度のお知らせを送付するほか、広報紙などを通じて周知の徹底に努めます。</p>
<p>ウ 大学等奨学金貸付事業の実施</p> <p>①家庭の経済状況によって進学を断念することがないように、無利子で大学等奨学金を貸付します。</p> <p>②奨学金が必要な方が必要な時期に借り入れができるよう、通年貸付及び新入学生に対し、入学前貸付を実施します。</p> <p>③「人口減少克服・地方創生」の視点から、貸付者が卒業後、一定期間芽室町に居住し就業した場合、償還金の一部を一定の間免除する制度を実施します。</p>
<p>エ ヤングケアラー等の児童生徒の状況に応じた支援体制の充実</p> <p>①コロナ禍における「生理の貧困」に対応するため、各学校の女子トイレに生理用品を配備するとともに、ヤングケアラー等への対応に向けて、地域、関係機関との連携の充実に努めます。</p> <p>②学級担任・養護教諭などの学校職員やスクールライフアドバイザーによる日常的な相談体制の充実に努めます。</p> <p>③支援の在り方についての理解の深化を図る教員研修の充実に努めます。</p>

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度(R3)	目標年度(R8)
教育の機会均等などの確保に向けた各種制度の周知徹底	実施	実施

5 関連するSDGsの目標



施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目 (3) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

第 5 期芽室町総合計画後期実施計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

学校施設は子どもたちが1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な役割を果たすものであるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、安全性の確保は極めて重要であり、老朽化改修や多様なニーズに対応するための整備が求められています。また、Society 5.0 時代においては、社会のあらゆる場所で、ICT の活用が日常のものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、タブレットなどの ICT 機器を身近なツールとして活用して学ぶ中で、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められます。令和2年度から順次実施された新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校において、ICT 環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが示されました。

教職員は、児童生徒の教育に直接携わる教育の専門家として、資質・能力の向上や法令順守・不祥事の未然防止と服務規律の徹底が求められています。また、長時間労働の社会問題化に対応する、時間外勤務の縮減に向けた取り組みが必要であります。

教職員の福利厚生の充実のうえから、老朽化した教職員住宅の整備・解体など、計画的な改修・修繕が求められています。

また、児童生徒の減少や保護者の多様なニーズへの対応、教育の質的向上を図るため、小中学校配置計画及び、特定地域における学校選択を認める特定地域選択制度の継続推進が必要です。

2 施策の概要

安全・安心な学習・生活環境を確保するとともに、時代の変化や多様化する教育内容・方法に対応するため、学校施設・設備やハード・ソフト・人材を一体とした ICT 環境の整備を進めます。

教職員の法令順守及び不祥事の未然防止と服務規律の徹底を図るとともに、働き方改革の推進に取り組みます。

「教員住宅の在り方基本方針」をもとに、管理戸数の見直しや老朽化した住宅の計画的な改修・修繕に取り組みます。

3 施策の主な取り組み

<p>ア 学校施設等の老朽化対策としての長寿命化改修の計画的な実施</p> <p>①施設の老朽化対策として、長寿命化改修等を計画的に実施するとともに、多様なニーズを把握し、計画的な整備に努めます。</p> <p>②非構造部材の耐震対策による教育環境の質的向上に努めます。</p>
<p>イ ICT・教材備品等の環境整備</p> <p>①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けたICTの活用及び普及を推進し、教員のICTを活用した指導力向上に努めます。</p> <p>②「芽室町教育委員会 ICT整備・活用指針」に基づき、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置付け、ICTを活用したあらゆる学習を実現するため、ハード・ソフト・人材を一体としたICT環境整備に努めます。</p> <p>③学校における情報セキュリティの確保に努め、インターネット利用ルールの定着と情報モラル教育を推進します。</p> <p>④タブレットや電子黒板、及びプログラミング的思考の育成を図る学習教材やAIドリルを活用し、児童生徒一人ひとりの能力や適性に応じた個別最適な学びと協働的な学びを推進します。</p> <p>⑤学校図書館の充実や、学校要望を踏まえた時代に応じた教材備品の整備に努めます。</p>
<p>ウ 課外学習環境の整備</p> <p>①ICT教育の更なる進展、登校に困難を抱える児童生徒の増加など、多様な学びの充実が求められる中、学校以外での自己学習の場や学力向上を補完できる課外学習環境の整備に努めます。</p>
<p>エ 登下校時の安全・安心の運行管理徹底</p> <p>①遠距離児童生徒の通学手段であるスクールバスの安全運行を推進し、自然災害など非常時対応の徹底に努めます。</p> <p>②学校、教育委員会、道路管理者、地元警察署等による合同点検の実施など、「芽室町通学路交通安全プログラム」に基づく効果的な取組を推進します。</p>
<p>オ 教職員の資質向上と組織の活性化</p> <p>①法令順守の徹底を図るとともに、不祥事の未然防止と服務規律の徹底に努めます。</p> <p>②芽室町立学校における働き方改革プランに基づき、校務支援システムの追加導入や部活動担当にかかわる負担の軽減、地域移行の検討など教職員の時間外勤務等の縮減に向け取り組みを進めます。</p>
<p>カ 教職員住宅の適正な維持管理</p> <p>①「教職員住宅の在り方基本方針」をもとに、管理戸数の見直しや、老朽化した住宅の計画的な改修・修繕に取り組みます。</p>
<p>キ 小中学校配置計画の見直しと推進</p> <p>①望ましい学びの環境づくりのための、学校の適正配置・適正規模を検討し、今後の児童生徒</p>

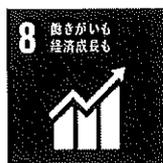
数の推移などを基にした、学校配置計画の見直しを行います。

②保護者等の意見等を踏まえた、学校選択を認める特定地域選択制度を継続して実施します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度(R3)	目標年度(R8)
時間外在校等時間が1か月45時間以内となる教職員の割合	86.6%	100%
学校図書館図書標準の達成率	小 109.7% 中 112.6%	100%以上

5 関連するSDGsの目標



施策目標3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

施策項目(1) 地域とともにある学校づくりの推進

第5期芽室町後期総合計画

基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

少子高齢化や地域社会のつながりの希薄化等が進む中、学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、学校と地域がパートナーとして連携し、協働による取り組みを進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標や将来像を共有することが重要であります。

本町においても、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」を導入し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって地域とともにある学校づくりを進めているところですが、保護者及び地域住民などの学校運営への更なる参画の促進及び連携強化が求められています。

また、本町においては、上美生地区山村留学推進協議会が中心となって留学生の受け入れを行っており、児童生徒の増加はもちろん、上美生小学校及び同中学校下の地域活性化につながることから、山村留学制度の継続、推進が求められています。

2 施策の概要

児童生徒の発達段階を踏まえた教育活動の連続性と、教育課程の編成・実施や指導方法の工夫改善などを通じた学校運営の充実を図り、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えていくため、保護者や地域の人たちが学校運営に参画するなど、地域とともにある学校づくりを推進します。

また、恵まれた自然の中で、他校や異なった地域出身の児童生徒などとの交流を通し、豊かな情操などを育てるため、協議会と家庭・学校・行政の協力体制による山村留学制度の推進に努めます。

3 施策の主な取り組み

ア コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携・協働の推進

①保護者及び地域住民などの学校運営への参画の促進及び連携強化を図り、「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」に寄与する学校運営協議会制度を推進します。

イ 山村留学制度の推進

①上美生小・中学校では、地域との連携を図りながら山村留学を継続して推進します。

ウ 食と農をつなぐ食農教育の推進

①義務教育課程での総合的な学習の時間などにおける農業体験や学校農園活動の取組、職業体験等を通じて、食と農に関する興味、関心を高めるとともに、基幹産業である農業に対する理解や郷土を愛する心を育むため、食農教育を推進します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度(R3)	目標年度(R8)
(新) 全国学力・学習状況調査において、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」「どちらかといえば考えることがある」と回答した児童生徒の割合	小6 46.3% 中3 40.2%	小6 53.0% 中3 44.0%
全国学力・学習状況調査において、「保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれる」「参加してくれる」と回答した学校の割合	100%	100%

5 関連するSDGsの目標



施策目標3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

施策項目(2) 社会教育の推進と文化・スポーツの振興

第5期芽室町総合計画後期実施計画

基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

政策2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

1 現状と課題

本町では、町民が心豊かに健康で充実した生涯を送るため「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整え、学びのきっかけづくりに文化、スポーツのあらゆる場面で取組んできました。

幼児期から青少年期にかけては、将来、充実した社会生活を送るために必要な確かな学力、健康な身体、人間関係づくりの基本となる思いやりの心の醸成など、多くの資質や能力を身に着ける必要があります。そのため、コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の実践・充実や、将来社会で活躍できる人財育成を目指した芽室ジモト大学の実施、ふるさと芽室を学ぶ施設である「ふるさと歴史館」の充実など、青少年にとってより多くの体験活動の場の提供が必要となります。

中央公民館や図書館などの社会教育施設は町民の学習活動の拠点であることから、学習機会の提供、情報発信に努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新を行う必要があります。

町内の社会体育施設は、公共施設等総合管理計画と社会体育施設再整備構想に基づき、適切な施設の更新や維持管理などを行う必要があります。喫緊の課題として老朽化の著しい町営水泳プールの建替事業を実施し、令和5年度から新プールの供用を開始します。

町営水泳プールの建替事業実施後の社会体育施設整備については、旧プールの跡地や総合体育館を含めた芽室公園内施設の整備に加えて、町全体の施設について計画的に整備を進める必要があります。

少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、高齢者をはじめ、現役・壮年層が生涯健康で生きがいをもって生活することが、地域社会の充実につながると考えられます。芸術・文化、スポーツをはじめ多様化するニーズに対応した学習活動等への支援が必要となります。

発祥の地であるゲートボールは、昭和22年に本町で考案されて以降、高齢者を中心に親しまれてきたスポーツであり、これまで全国各地から多くのゲートボール愛好者を迎えて全国大会を開催するなど、競技の普及、振興に努めてきましたが、競技人口は急激に減少しており、競技としての存続自体が危惧される状況です。

このことから、ゲートボールの再生に向けたさまざまな取組を、町主導のもと関係機関・団体との連携により加速させる必要があります。

また、スポーツ活動における指導者の高齢化やなり手不足に対する支援、多様化するスポーツ機会に対するニーズへの対応策を早急に検討する必要があります。

今後も個々の町民が生涯にわたり、積み重ねる年齢とともに、いきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指し、社会教育の推進と文化・スポーツの振興を図っていく必要があります。

2 施策の概要

学習機会や場の提供など学習環境の充実を図り、文化・スポーツ活動への参加の促進を図るとともに、文化財の収集・活用を行います。

3 施策の主な取り組み

ア 青少年の基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実

- ①「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができるよう、また、子どもの豊かな心を育むため、寺子屋めむろや野外体験活動の充実を図るとともに地域人材の活用に努めます。
- ②国内外への派遣研修の充実や各種リーダー養成研修会など、青少年の資質向上に努めます。
- ③食育の推進のため地元の安全安心な食材を使った体験学習や「早寝・早起き・朝ごはん」の推進により、規則正しい生活習慣の定着を図ります。
- ④乳幼児期や児童・生徒の読書習慣の導入に効果的なブックスタートや朝読書、団体貸出、移動文庫などを継続し子どもの読書活動の推進を図ります。
- ⑤地域の課題や良さを見つけ、地域社会に主体的に参画できる人財育成を目指し、芽室ジモト大学事業をはじめ、関係機関・団体とともに、地域と連携した取組を継続し、実施します。
- ⑥児童、生徒の文化芸術鑑賞を支援し、鑑賞機会の充実を図ります。

イ 地域学校協働活動の推進

- ①コミュニティ・スクールの活動において、地域と学校が連携し、子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の充実を図ります。
- ②地域住民が持つ知識や技術を地域学校協働活動に活かすことにより、多くの幅広い年齢層の地域住民の参画を推進し、地域の教育力の向上と地域コミュニティの活性化に繋がります。

ウ 生涯学習支援体制の充実と芸術文化活動の推進

- ①町民が自発的意思に基づき学習活動に取り組むきっかけづくりを支援するために、さまざまな施設での教室・講座やグループでの取組など、学習情報の提供に努めます。
- ②各種講座受講生や個人活動のサークル化の促進や文化活動などの情報提供に努め、文化活動をはじめきっかけづくりの推進や、文化活動に対するニーズの多様化に対応します。
- ③町民の創作活動の発表の場である町民文化展や町民文芸発行を支援します。

エ 社会教育・社会体育施設の機能の充実

- ①社会教育施設は各種活動の拠点であることから、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。
- ②ふるさと歴史館は展示のリニューアル、体験コーナーの活用を進めます。
- ③図書館においては図書館機能に求められる電子書籍について、年次計画に基づく計画的な導入を進めます。

- ④社会体育施設は、指定管理者との連携により適切な維持管理や施設運営に努めるとともに、社会体育施設再整備構想に基づく計画的な整備を進めます。
- ⑤新たな町営水泳プールの供用開始に伴い、接続する施設や総合体育館を含めた複合機能一帯のサービス向上を図り、町民の健康増進とスポーツ振興に努めます。

オ 社会教育関係団体の支援

- ①これまで取り組まれてきた地域活動を継続するため、PTAや青少年健全育成協議会など関係団体をはじめ、子ども会や家庭教育学級などの活動を支援します。
- ②文化協会や郷土芸能メムオロ太鼓保存会に対し活動支援や助言などを行います。
- ③自主的な各種スポーツ競技団体の活動に対し、体育会や少年団本部と連携し、団体を通じて町民が円滑にスポーツに取り組むことができる体制を整備します。
- ④プロスポーツなどでの活動経験を持つ選手や指導者などの協力を得て、子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体験できる「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会を提供します。
- ⑤スポーツ活動における指導者不足に対する支援策として、指導者派遣の活用や新たな活動主体の構築などを検討し、安定的な指導者の確保と継続して取り組むことが可能な組織体制の強化を進めます。

カ 高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進

- ①高齢者の学習機会である「めむろ柏樹学園」は、カリキュラム内容の充実を図りながら継続します。
- ②高齢者がこれまで培った知識、技能を生かし、指導などを通じて子どもたちと交流を図るなど社会参加の機会を提供します。
- ③次代に「高齢者」となる現役・壮年層以上を対象に、生活課題・地域課題に対応した学習プログラムの提供を、また、趣味・文化・スポーツ等広範囲にわたって地域と繋がりあい、相互に教えあう仕組みづくりを進めます。

キ 文化財の調査・保護の推進

- ①町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護を行います。
- ②町民などが保有している貴重な資料などについて所在調査を行います。

ク 発祥の地ゲートボールの普及振興

- ①ゲートボールの再生に向けて、日本ゲートボール連合が取り組む「ゲートボール再生プロジェクト」と本町の普及活動「挑戦の流儀」に基づき、ゲートボールの灯を絶やさず再燃させることを目指します。
- ②ゲートボール発祥の地として、ゲートボールが幅広い年齢層で手軽に取り組める競技と感じられる環境づくりに努めます。
- ③町内の小中、高校生を対象とした体験教室の実施、道外の高校ゲートボール部を対象とした合宿誘致、各種大会出場にあたっての助成制度の整備など、青少年層への競技普及に対する支援を行います。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度(R3)	目標年度(R8)
児童生徒の社会教育事業参加人数	419 人	1,190 人
芽室町内の体育施設利用者数	124,734 人	180,000 人
文化活動への参加者数	1,172 人	1,400 人

5 関連するSDGsの目標



【参考資料】

第2期芽室町教育振興基本計画策定経過

月 日	内 容
令和4年6月1日 芽室町役場地下第5・6会議室	第1回策定委員会 ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長の選出 ・諮問書交付 ・評価、振返り
令和4年7月27日 芽室町役場2階第7・8会議室	第2回策定委員会 ・第2期芽室町教育振興基本計画(素案)の検討
令和4年9月28日 芽室町役場2階第7・8会議室	第3回策定委員会 ・第2期芽室町教育振興基本計画(素案)の検討
令和4年11月15日 芽室町役場3階委員会室	町議会 第14回厚生文教常任委員会 ・第2期芽室町教育振興基本計画(案)策定について
令和4年11月21日	まちづくり意見募集(パブリックコメント) ・期 間 ～令和4年12月20日 ・公表場所 教育委員会事務所窓口、すまいるボード、町ホームページ、町公式ライン、町 Facebook ・募集方法 ホットボイスはがき、郵送、FAX、電子メール ・意見状況 3件

<p>令和5年2月6日 芽室町役場2階第7・8会議室</p>	<p>第4回策定委員会 ・第2期芽室町教育振興基本計画(最終案)の答申について</p>
<p>令和5年2月22日 芽室町役場2階第7会議室</p>	<p>第15回芽室町教育委員会会議 ・第2期芽室町教育振興基本計画策定(議案48第号)</p>

第2期芽室町教育振興基本計画（原案）の諮問

教 推 第 8 0 号
令 和 4 年 6 月 1 日

芽室町教育振興基本計画策定委員会
委員長 西 村 嘉 博 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

第2期芽室町教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関し必要な調査と審議を行い、答申を受けたくここに諮問します。

記

諮問事項

第2期芽室町教育振興基本計画の策定

諮問理由

現在の芽室町教育振興基本計画が令和4年度をもって計画期間が終了することから、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする「第2期芽室町教育振興基本計画」の策定について、貴委員会に原案を諮問するものであります。

(教育推進課教育総務係)

第2期芽室町教育振興基本計画（原案）の答申

令和5年2月6日

芽室町教育委員会教育長 程野 仁 様

芽室町教育振興基本計画策定委員会

委員長 西村 嘉博

第2期芽室町教育振興基本計画の策定に関する答申

令和4年6月1日付け教推第80号で諮問のあった、第2期芽室町教育振興基本計画の策定について、次の意見を付して答申します。

記

- 1 第2期芽室町教育振興基本計画（案）の策定にあたって、委員会における意見・提言がありましたので、今後、事業を推進する際には、これらの意見・提言を十分踏まえて取り組むようお願いいたします。

○芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例

平成29年 3月29日 条例第16号

芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるため、芽室町教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、芽室町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、芽室町教育振興基本計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 芽室町立学校の教職員
- (3) 芽室町立学校の保護者
- (4) 芽室町社会教育委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱したときに始まり、当該諮問に係る答申をもって終わる。

2 委員の欠員により新たに委嘱する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表し、その会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、必要があるときは、教育委員会において招集することができる。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

芽室町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等	備考
学 識 経 験 者	内山 智伸	十勝立正学園芽室幼稚園 理事長	
	村椿 武彦	北明やまざと幼稚園 園長	
	俵 英生	北海道芽室高等学校 校長	
	嶋野 幸也	白樺学園高等学校 校長	
	西村 嘉博	元芽室町教育委員会教育長職務代理者	委員長
教 職 員	阿部 立	芽室西小学校校長	芽室町校長会
	新町 洋行	芽室小学校教頭	芽室町教頭会
	岡久めぐみ	芽室西小学校教諭	北海道教職員組合 十勝支部芽室支会支会長
保 護 者 代 表	鈴木 嗣人	芽室町PTA連合会 会長	
	山川 昌則	芽室町PTA連合会 副会長	
社 会 教 育 委 員	岩野 真志	社会教育委員 委員長	副委員長
	吉野 文智	社会教育委員	
	島影 由里香	社会教育委員	
	鈴木 修	社会教育委員	
	佐藤 英樹	社会教育委員	
そ の 他	高野 功恵	芽室町指導農業士農業士会 会長	食農担当
	土屋 直道	芽室町地域学校協働本部 副会長	コミュニティ・スクール
	三上 智弘	十勝管内教育研究サークル協議会 事務局員	ICT 担当

教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）（抜粋）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

日程第 1 1

議案第 4 9 号

第 2 期芽室町社会教育推進中期計画策定の件

第 2 期芽室町社会教育推進中期計画について、教育基本法第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、策定しようとするものであります。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁



令和5年2月10日

芽室町教育委員会
教育長 程野 仁 様

芽室町生涯学習計画策定委員会
会長 岩野 真志

第2期芽室町社会教育推進中期計画の策定について（答申）

令和4年8月1日付け生涯第110号で諮問のありました、第2期芽室町社会教育推進中期計画の策定について、次の意見を付して答申いたします。

記

- 1 本計画の策定にあたり、芽室町生涯学習計画策定委員会を組織し、町民憲章の精神を踏まえ、本町の教育行政にわたり審議を重ねてまいりました。

第2期芽室町教育振興基本計画の個別計画として、第1期芽室町社会教育推進中期計画の反省と評価を基に、生涯学習の現状と課題を明らかにし、課題解決の施策を挙げ、社会教育の進むべき方向を示しました。

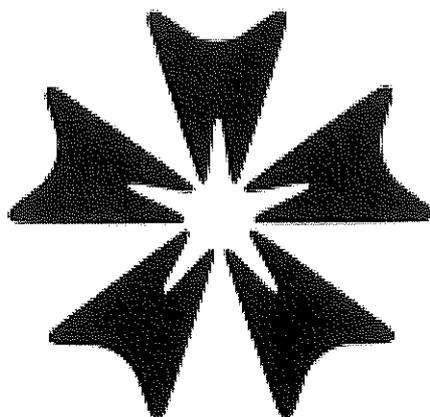
本答申の趣旨をご理解いただき、『町民が生涯にわたり「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び、心豊かで輝く人を育む地域』の実現を目指して、社会教育の推進に努めていただくことをご期待いたします。

第2期芽室町社会教育推進 中期計画

2023年度（令和5年度）

～

2026年度（令和8年度）



令和5年2月

芽室町教育委員会

第2期芽室町社会教育推進中期計画 目次

第1章 計画の基本事項	【基本事項】	
第1節 計画策定の意義		2
第2節 計画の位置づけと性格・範囲		2
第3節 計画の名称・期間		3
第4節 計画策定から施策実施までの流れ		4
第5節 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進		4
第2章 芽室町の社会教育が目指す将来像	【基本構想】	
第1節 計画の基本理念		6
第2節 計画実現のための重点目標		7
第3節 町民憲章と3つの心運動の推進		9
第4節 芽室町社会教育推進中期計画体系図		10
第3章 計画実現のための体制	【基本計画の内容】	
第1節 学びの基礎づくり		
(1) 家庭教育・子育て支援の充実		12
(2) 家庭・学校・地域の連携		14
(3) 学びの拠点となる施設の充実		16
第2節 生涯を通じての生きがいづくり		
(1) 文化・芸術活動の推進		17
(2) 健康づくりと生涯スポーツの振興		19
(3) 多様な学習機会の確保・充実		20
(4) 自然・農業とのふれあいの場づくり		22
(5) 国内外の交流活動の推進		23
第3節 共助社会の絆づくり		
(1) 住民参画による活力ある地域コミュニティづくり		25
(2) 人材の発掘・協働のまちづくり		27
(3) 郷土を愛する人づくり		29

【参考資料】

1	芽室町生涯学習計画策定委員名簿	32
2	芽室町社会教育推進中期計画策定経過	32
3	第2期芽室町社会教育推進中期計画（原案）の諮問	34
4	第2期芽室町社会教育推進中期計画（原案）の答申	35
5	芽室町生涯学習計画策定委員会設置条例	36

第1章 計画の基本事項

- 第1節 計画策定の意義
- 第2節 計画の位置づけと性格・範囲
- 第3節 計画の名称・期間
- 第4節 計画策定から施策実施までの流れ
- 第5節 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の意義

今日わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化、高度情報化社会の到来などの影響により、人間関係や地域の連帯意識の希薄化が進み、家庭や地域における教育力の低下を招き、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など、多くの課題を抱えています。

子どもたちを取り巻く環境が日々変化する中、これらの教育における多くの課題を解決するため、確かな学力・豊かな人間性・健康や体力などを基礎とし、自らが自立して主体的に社会にかかわり、多様な人々と協働しながら課題を解決し、自らの将来を創りだすことができる「生きる力」を育むことが必要です。そのため、家庭、学校、地域のより一層の連携と時代に対応した教育環境の整備が求められます。

人口減少の社会を迎え、地域の活力を維持していくためには、町民と行政がともに考え未来へつなぐまちづくりを進める必要があります。町民一人ひとりがまちづくりについて自発的に意欲をもって学び、それを地域活動に生かすことで学ぶ喜びを感じ、達成感を得られることで、住民がふるさとへの愛着や誇りを持って地域活動に関わってもらえるような地域社会への参加の仕組みづくりを進めていきます。

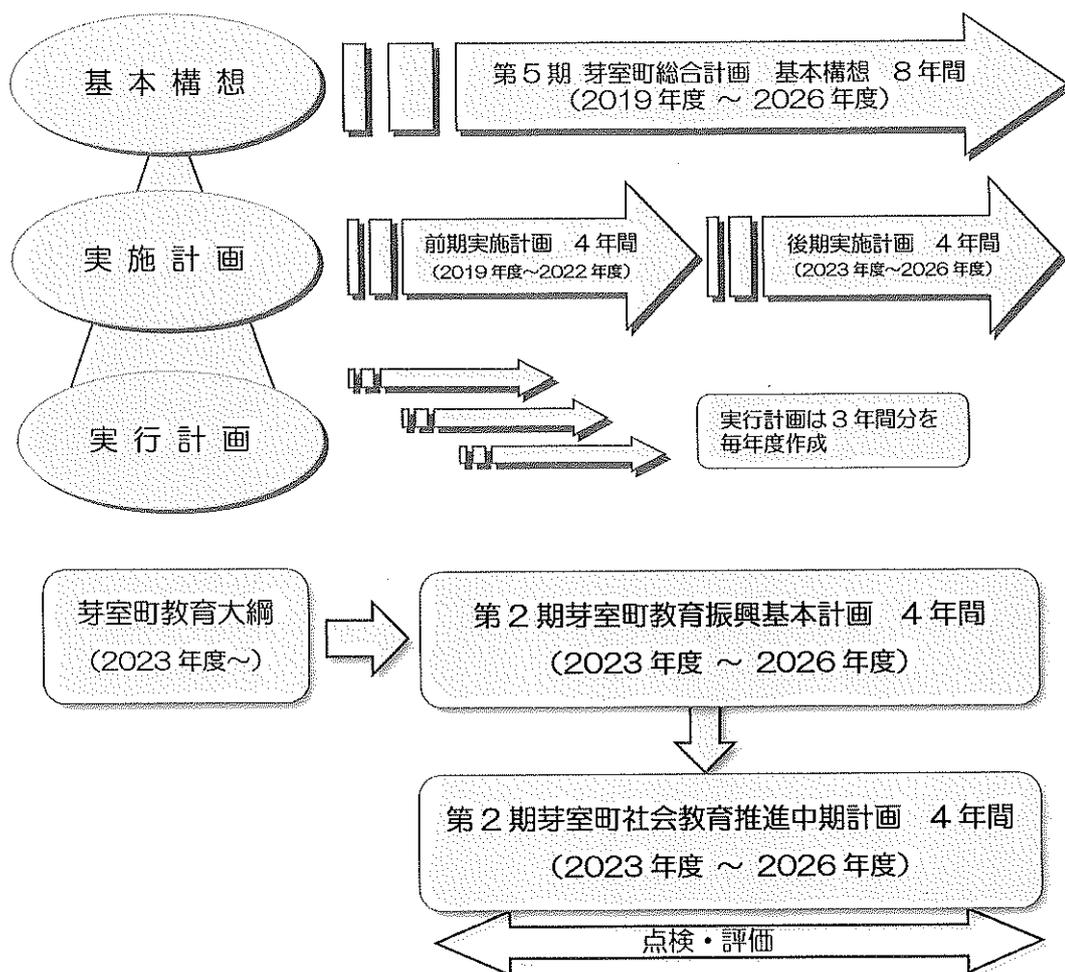
本町では、平成23年度から学びの基礎づくり・生涯を通じたの生きがいつくり・共助社会の絆づくりを基本的な柱として「芽室町社会教育推進中期計画」の推進を図ってきました。現計画の期間の満了により、現計画の成果及び現状や課題を踏まえ、これからの芽室町に求められている社会教育のあるべき姿を構築するため、新計画を策定し、より充実した社会教育の実現を目指し、その推進を図ろうとするものです。

第2節 計画の位置づけと性格・範囲

この計画は、国の「第4期教育振興基本計画」、北海道の「北海道教育推進計画」を踏まえ、「第5期芽室町総合計画後期実施計画」で掲げる教育施策との整合性を図りつつ、町長が定める「芽室町教育大綱」に沿って策定した「第2期芽室町教育振興基本計画」の社会教育分野に特化した計画となります。

また、本計画は、芽室町社会教育推進中期計画により推進してきた施策の総合的な評価をもとに策定した、時代変化や町民のニーズに対応した本町の社会教育推進実現のための指針です。

本計画の策定にあたり、町民で構成された中期計画策定委員会による協議やまちづくり意見募集（パブリックコメント手続き）の実施など、住民と行政との協働の体制をとりながら計画づくりを行いました。



第3節 計画の名称・期間

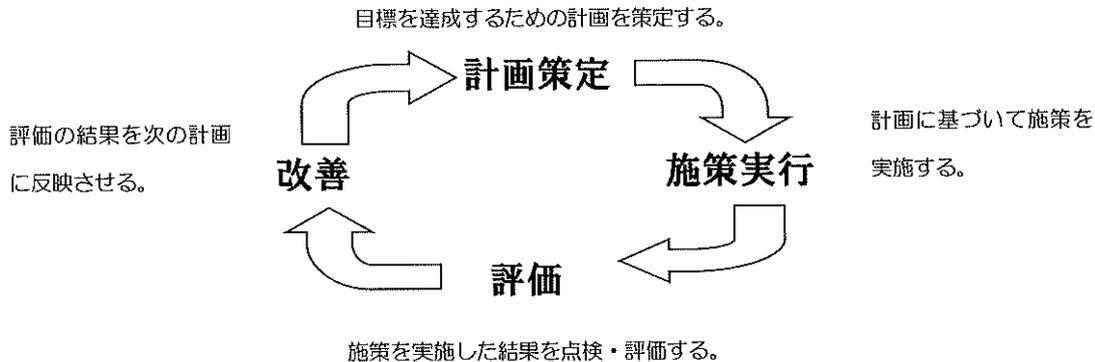
① 名称

第2期芽室町社会教育推進中期計画

② 期間

2023年度（令和5年度）～2026年度（令和8年度）までの4カ年

第4節 計画策定から施策実施までの流れ



今回、計画を策定した後、計画に基づいて施策が実行されます。その後、施策を実施した結果を振り返り、評価します。そして、評価の結果を次の計画に反映させ、新たな計画を策定します。このサイクルを繰り返すことで、教育行政の計画的かつ効率的な運営を目指します。

第5節 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みの推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられている17のゴールと169のターゲットを指します。SDGs採択前に取り組まれていたMDGs（ミレニアム開発目標）が主に発展途上国における取組であったことに対し、SDGsは先進国を含むすべての国々の取組目標を定めており、全世界共通の目標として貧困の撲滅など誰一人取り残さない世界の実現を目指すことが理念として掲げられています。

本計画で定める取組については、国際社会全体で取り組むこととされている「SDGs」において掲げられている理念を取り入れながら推進してまいります。

第2章 芽室町の社会教育が目指す将来像

第1節 計画の基本理念

第2節 計画実現のための重点目標

第3節 町民憲章と3つの心運動の推進

第4節 芽室町社会教育推進中期計画体系図

第2章 芽室町の社会教育が目指す将来像

第1節 計画の基本理念

基本理念 「町民が生涯にわたり「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び、心豊かで輝く人を育む地域づくり」

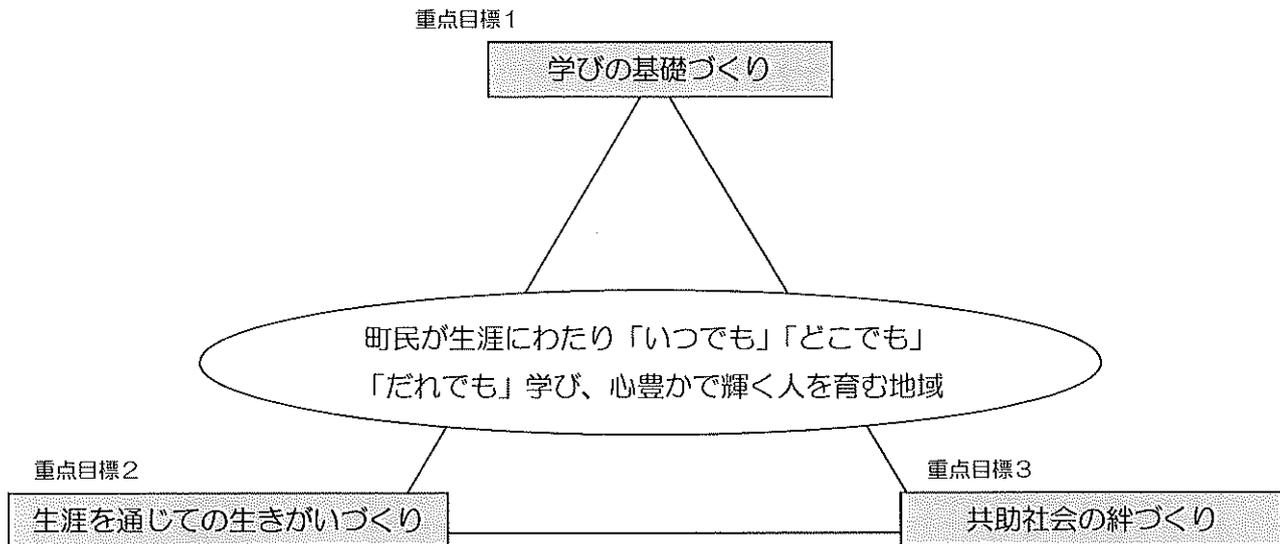
本町は、町民が充実した生涯を過ごすため、自ら進んで学習に取り組み、人と人がふれあい、町全体が活気に満ちていくことを目指しています。そのため、町民一人ひとりの学習意欲が重要で、生涯学習は、「いつでも」「どこでも」「だれでも」取り組むことができるものです。

行政は町民一人ひとりの学習環境を整え、学びのきっかけづくりをし、自らの手による地域づくりの推進を図っていきます。

また、「第2期芽室町社会教育推進中期計画」は「第2期芽室町教育振興基本計画（2023年度～2026年度）」の“社会教育”分野に特化した個別計画であり、社会教育推進中期計画の策定においては、総合計画で重視されている次の4つの視点を取り入れていきます。

- 視点1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり
- 視点2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり
- 視点3 誰もが健康で自分らしく笑顔でらせるまちづくり
- 視点4 住民と行政がともに考え未来につなぐ自治のまちづくり

第2節 計画実現のための重点目標



(1) 重点目標1「学びの基礎づくり」

幼児期から青少年期にかけては、将来、充実した社会生活を送るために必要な確かな学力、健康な身体、人間関係づくりの基本となる思いやりの心の醸成など、多くの資質や能力を身につける大切な準備期間であります。

そのため、基本的な生活習慣を身につけ、心身の健全な育成を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎づくりに重要な役割を担う「家庭教育」、児童生徒が基礎的な学力・道徳・体力を身につける「学校教育」、及び地域学校協働活動の実践・充実を図り、学校外においても子どもたちの居場所を確保するとともに、放課後の生活を充実させ、各種の団体活動や交流・体験活動によって、子どもたちの社会性や豊かな感性を育む「地域」の3つが重要な基盤となります。この主体が互いに支え合い一体となって、青少年にとってより多くの体験活動の場の提供し、子ども一人ひとりに応じた教育の充実を図り、それぞれの役割を果たせるよう、様々な支援を行います。

学習活動の拠点である社会教育施設・社会体育施設においては、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕、長寿命化の推進及び備品の更新などを計画的に進めます。

(2) 重点目標2「生涯を通じての生きがいがづくり」

住民一人ひとりが子どもから大人まですべての世代で自発的に学ぶことに意欲を持って取り組み、学ぶ喜びを感じることで生涯を楽しく豊かに過ごせるよう支援していきます。生涯学習はニーズも多種多様で、今後もその学習内容はさらに拡大し、このニーズに対応

できるよう、生涯学習関連施設の整備や施設間のネットワーク化を図り、講座・教室の開設、情報の発信、住民による主体的な学習活動の展開に向けた事業を推進し、自ら学んだ喜びや達成感を得られるように支援していきます。また、子どもたちが「めむろ」という地域の特性を生かした農業と食や発祥の地であるゲートポールの体験ができる機会づくり、学校以外の場所でも学ぶ楽しさや喜びを感じられるよう、普段は経験できない集団生活や異文化生活の機会を提供していきます。

また、文化・スポーツ分野においては、豊かな創造性や情操を育むため優れた芸術活動に触れる機会やプロスポーツなどでの活動経験を持つ選手や指導者などの協力を得て、子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体験し、技術の向上などを学ぶ機会などの提供や各団体やサークル活動の支援・育成を継続して行います。

長年にわたって芽室を支えてきた壮年期・老年期の皆さんに充実した豊かな生活を送ってもらい、生涯活躍できるよう各種事業を推進していきます。

（３）重点目標３「共助社会の絆づくり」

芽室町には様々な優れた特技を持った方々が多数います。このような人材を活用することで、町民の皆さんが助け合い、学び合い、地域コミュニティの形成、そして活力ある輝き続ける地域づくりへとつながると考えられます。

また、住民一人ひとりが、意欲を持って学んだ喜びと成果を、自分のためだけでなく地域社会に還元できる喜びにつなげ、地域社会全体での絆を築いていくことができます。

さらに、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」は学校を軸として、地域の住民同士が連携して活動することにより、子どもたちと共に学び合えるような体制を作っていくことで、輝き続ける地域社会の基盤づくりを促進します。

芽室町の持つ地域の自然、郷土芸能や発祥の地であるゲートポール等、たくさんの魅力を子どもたちに肌で体験してもらうことで、郷土に対する関心を持ってもらい、郷土愛の醸成を図ります。

第3節 町民憲章と3つの心運動の推進

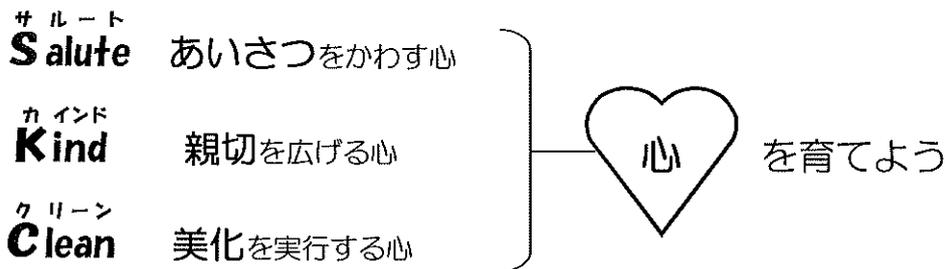
芽室町には理想のまちづくりのための行動目標として町民憲章があります。この町民憲章の具現化（実践）をめざして行われているのが「3つの心運動」です。

明るく豊かな家庭やうるおいと活力ある地域社会を創造することは町民の願いです。さらに心豊かな次代に輝く人を育むためにも、全町民が自ら参加する手段として、この取り組みが必要です。

芽室町民憲章（理想のまちづくりのための行動目標）昭和44年制定

- ① 美しい心もち、人を大事にしましょう。
- ② たがいに認めあい、楽しくきましょう。
- ③ 明るくせいっぱい仕事にはげみましょう。
- ④ 知恵と力を出しあい、手をつないですすみましょう。
- ⑤ 未来に大きな夢をもちましょう。

スローガン 広げよう 芽室の大地に 3つの心
心豊かな明日の芽室のまちづくり・人づくりのために



あいさつ さわやかに挨拶をかわす

親 切 相手の身になって行動する

美 化 住みよい環境づくりに努める

具体的な活動例	あいさつ運動 声かけ運動 ボランティア運動 小さな親切運動 リサイクル運動 美しいまちづくり運動
目指すべき備える心	やさしい心 助け合う心 広い心 礼儀正しい心・真心 誠実・明るい心 思いやる心 強い心 生命を尊重する心 社会に奉仕する心 感謝する心 感動する心 郷土を愛する心 公德心 節制する心 環境を大切にする心

芽室町社会教育推進中期計画体系図

町民が生涯にわたり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び、心豊かで輝く人を育む地域づくり

基本理念

共助社会の絆づくり

重点目標

生涯を通じての生きがいづくり

主要施策

具体的な施策

学びの基礎づくり

家庭教育・子育て支援の充実

- 1 子どもの発達段階に応じた学習機会の提供
- 2 子育て世代の仲間づくりや家族が協力して子育てする体制づくりの推進
- 3 家庭教育学級・幼児家庭教育学級や子育てサークルへの支援
- 4 親子で参加可能な地域活動の推進
- 5 子育てにかかわる相談機能・出前講座の充実
- 6 幼稚園や保育園における多様な相違方法の支援
- 7 幼少期からの読書の推進（ブックスタート事業）

家庭・学校・地域の連携

- 1 子どもの安心・安全を確保するための「子ども110番の家」設置
- 2 「3つめの心運動」の推進
- 3 非行防止や違法行為の防止を目的とした巡回活動の実施
- 4 各種団体合同の研究大会や町民集会の開催
- 5 放課後の子どもの居場所づくり事業の推進
- 6 コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の推進・充実
- 7 芽室町「スマホ・ケータイ・ネットの親子ルール宣言」の推進
- 8 「早寝・早起き・朝ごはん」の推進による規則正しい生活習慣の定着
- 9 幼稚園や保育園と小学校との連携、学びの継続性の確保

学びの拠点となる施設の充実

- 1 学習機会の提供や情報発信の推進
- 2 利用者ニーズの把握と振り起こし
- 3 利用者ニーズに合致した施設の修繕・機具の更新、図書館における社会教育施設の企画・導入の推進等と社会体育施設の再整備構想の計画
- 4 社会的な推進の促進
- 5 温水平ル建て替えに伴う周辺施設との機能連携

文化・芸術活動の推進

- 1 文化芸術推進協議会の提供と団体の育成
- 2 文化活動への参加促進
- 3 各種文化団体・サークルへの活動支援と発表の場の充実
- 4 文化財などの保護と活用
- 5 町内吹奏楽部合同コンサートの開催

健康づくりと生涯スポーツの振興

- 1 多様なニーズや個人の能力に応じたスポーツ活動の推進
- 2 体育会や関係団体との連携・支援
- 3 スポーツを通じた国際交流の推進
- 4 プロアスリート等の指導によるスポーツ教室の開催
- 5 健康づくりと生涯型健康の予防のための連携
- 6 発祥の地ゲートボールの普及推進

多様な学習機会の確保・充実

- 1 各年代・ニーズに応じた講座・教室・講習会の開催
- 2 各種若少年団活動の支援
- 3 ジュニアアリタージュ班開催
- 4 児童・生徒を対象とした集団での野外活動体験や夏目体験の実施
- 5 社年講・高橋講等、年齢に応じた事業の実施
- 6 運動の実践と求職に関する学習機会の確保
- 7 S N P O、ボランティアの養成支援、活動の推進
- 8 S O D G に関する学習機会の提供

自然・農業とのふれあいの場づくり

- 1 芽室町の食育を促した学校給食の提供
- 2 めむろ農業小学校の実施
- 3 食育教育実践の実施
- 4 食育や地産地消の推進
- 5 環境に関する学習会への協力

国内外の交流活動の推進

- 1 トレーシー市との中学生相互交流
- 2 トレーシー市の招致青年による英語指導補助を通じた生徒との交流
- 3 旗塚川町との小学生相互交流
- 4 ふるさと交流センター「やまなみ」での山村留学生の受入

住民参画による活力ある地域コミュニティづくり

- 1 青少年健全育成協議会の活動推進
- 2 P T A 理念会への支援
- 3 町内会活動・地域子ども会活動への支援
- 4 社会教育協会の活動支援
- 5 町民活動支援センターでの講座等の実施
- 6 人権に関するセミナー等の実施

人材の発掘・協働のまちづくり

- 1 地域学校協働活動外部講師リストの再整備、有効活用
- 2 図書館ボランティアサークルへの支援
- 3 図書館館内ボランティアへの支援
- 4 学校図書館ボランティアへの支援
- 5 少年団等の指導者育成支援
- 6 芽室シモト大学の実施
- 7 コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の推進・充実（再掲）

郷土を愛する人づくり

- 1 ふるさと歴史館「ねんりん」において開拓当時の職機具の展示、フェスティバルの実施
- 2 歴史講座の実施
- 3 郷土芸能メムオロボの保存・伝承
- 4 青少年のゲートボール推進活動の支援
- 5 「めむろ未来学」の推進

第3章 計画実現のための体制

第1節 学びの基礎づくり

第2節 生涯を通じての生きがいづくり

第3節 共助社会の絆づくり

第3章 計画実現のための体制

第1節 学びの基礎づくり

【関連するSDGsの目標】



(1) 家庭教育・子育て支援の充実

〈現状と課題〉

家庭は子どもにとって初めての集団社会であり、生涯にわたる人間形成が培われる重要な場です。子どもの頃に身につけた生活習慣や社会的なマナー、物事に対する自主性は、社会で生きていくために必要不可欠な要素と言えます。

しかし、少子化・核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、子育て世帯が孤立しやすい社会状況は依然として続いています。子どもたちにとって社会に適應する能力や規範意識を身につけることが困難となってきています。現代の子育てには「時間」「経験」「知識」が不足しがちであり、適切なサポートが得られないことで、親の不安感や負担感の増加や子どもに対する不適切な関わりなどの課題が表面化しやすくなり、子どもへの虐待や過保護、過干渉などにつながる場合もあります。また、家庭環境やライフスタイル、価値観の多様化により、それぞれが抱える課題も一様ではなく、個々の事情に応じた家庭全体を支える体制づくりが課題となっています。

〈施策の方向性〉

多様化するライフスタイル・価値観に対応し、子育て中の親が不安や悩みを少しでも解消し、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てできる体制を整備します。また、親だけではなく、地域や企業等町全体で子育てを応援する体制を推進します。幼児の健やかな成長のため、幼稚園・保育所と小学校が連携し、子育てのしやすい環境をつくることで、子どもたちが周りからのたくさんの愛情を受けながらのびのびと成長でき、子どもの笑顔が溢れるまちを目指します。

〈主な施策〉

- ・子どもの発達段階に応じた学習機会の提供
- ・子育て世代の仲間づくりや家族が協力して子育てをする体制づくりの推進
- ・家庭教育学級・幼児家庭教育学級や子育てサークルへの支援
- ・親子で参加可能な地域活動の推進

- 子育てにかかわる相談機能・出前講座の充実
- 幼稚園や保育所における多様な指導方法の支援
- 幼少期からの読書の推進（ブックスタート）

(2) 家庭・学校・地域の連携

《現状と課題》

核家族化の進行や共働きの家庭の増加、地域とのつながりの希薄化などによって、家庭、地域が担っていた教育であるマナーや生活習慣等を幼少期は幼稚園・保育所、青少年期は学校に任せる風潮がひろがっています。しかし、本来、家庭・学校・地域の教育における果たすべき役割は異なり、3つの主体の連携が求められています。

地域のつながりの希薄化は地域の防犯効果の低下にもつながることから、家庭・学校・地域の3者の連携により、地域内の人々の結びつきを強めることが、安全の確保につながります。

幼児期から青少年期にかけては、確かな学力、健康な身体、心の醸成など多くの資質や能力を身につける大切な準備期間であります。そのため、地域の中の学校として地域学校協働活動(※1)の実践・充実を図るとともに、青少年にとってより多くの体験活動の場の提供が必要となります。

また、インターネット社会が進み、低年齢期から携帯電話やパソコンを使って、情報や知識等を取得することができる反面、依存による生活習慣の乱れや様々なネットトラブルにつながる恐れがあり、家庭での十分な話し合いが必要です。

幼児の日々の成長や幼稚園・保育所での学びを小学校での生活につなげ、学びの接続性を確保するためには、家庭・幼稚園や保育所・小学校の3者が揃ってそれぞれの役割を補完し合いながら教育を進める必要があります。近年、発達に支援を要する子どもに早い段階で対応することの重要性が増していることから、3者の連携により学びの接続性を確保することで、幼児期の教育成果を小学校での生活に生かすことができると考えられます。

《施策の方向性》

家庭・学校・地域の3者連携で、役割を共有し、基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実を図り、子どもたちの健やかな体や豊かな心の成長、社会的な自立の支援を目指します。地域と学校が連携・協働し、子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の体制づくりに取り組み、安心して生活できる環境づくりを目指します。

《主な施策》

- ・子どもの安心・安全を確保するための「子ども110番の家」の設置、運用
- ・「3つの心運動」の推進
- ・非行防止や違法行為の防止を目的とした巡視活動の実施
- ・各種団体合同の研究大会や町民集会の開催
- ・放課後の子どもの居場所づくり事業の推進
- ・コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の推進・充実

- 芽室町「スマホ・ケータイ・ネットの親子ルール宣言」の推進
- 「早寝・早起き・朝ごはん」の推進による規則正しい生活習慣の定着
- 幼稚園や保育所と小学校との連携、学びの継続性の確保

※1 地域学校協働活動

地域住民、NPO、民間企業や各団体・機関等の幅広い参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

(3) 学びの拠点となる施設の充実

《現状と課題》

本町では、町民が充実した生涯を過ごすため、自ら進んで学習に取り組み、人と人とのふれあい、町全体が活力に満ちていくことを目指しています。そのためには、町民一人ひとりの学習意欲が重要であり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学ぶことができる学習環境を整え、学びのきっかけづくりに取り組んできました。

中央公民館や図書館などの社会教育施設は、町民の学習活動の拠点施設として、町民のニーズを把握し各種教室などの実施や施設・設備の充実を図ってきました。そのため、講座・教室の開催や情報の提供だけでなく、主体的な学習活動を支援し、自ら学んだ喜びや達成感を得られる支援が必要となります。

また、町内の社会体育施設は、総合体育館の耐震老朽改修をはじめ、指定管理者制度の導入による効率的かつ適正な管理を推進してきましたが、今後は公共施設等総合管理計画などにに基づき、老朽化が進む温水プール等を含む施設の更新、それに伴う社会体育施設の配置の検討等、効率的な維持管理などを行う必要があります。

《施策の方向性》

中央公民館や図書館などの社会教育施設、総合体育館などの社会体育施設は学習活動の拠点であることから、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した各種講座や各種スポーツ教室、団体や個人などの施設利用者が安全に活動できるよう、施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。

また、老朽化が進む各社会教育施設の長寿命化の推進、施設更新や機能の見直し及び社会体育施設再整備構想を踏まえ、温水プール跡地利用等の在り方を含めた、体育館周辺の整備方針を決定します。

《主な施策》

- ・ 学習機会の提供や情報発信の推進
- ・ 利用者ニーズの把握と掘り起こし
- ・ 利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新、図書館における電子図書の計画的導入
- ・ 社会教育施設の長寿命化の推進等と社会体育施設の再整備構想の計画的な推進
- ・ 温水プール建て替えに伴う周辺施設との機能連携

第2節 生涯を通じての生きがいづくり

【関連するSDGsの目標】



(1) 文化・芸術活動の推進

《現状と課題》

人々の創造性や感性を育み心豊かに暮らすため、また、特に青少年の豊かな創造性や情操を育むうえで文化・芸術活動や、優れた作品などに触れることは重要な役割を果たしています。

本町においては、芸術鑑賞会を開催し、「一流を見て、聴いて、学ぶ」鑑賞機会の提供を行っています。芸術鑑賞会については、より町民の意見を取り入れるため平成27年度から町民で組織した内容検討委員会議を、平成31年度からは実行委員会議を開催し、鑑賞内容の決定や当日の運営の手伝いなどを実施しており、自主的な運営への発展に期待を持つことができます。

さらに、町民の参加を促進するために、フレンドリーコンサート、町民文化展の開催や町民文芸誌の発刊など芽室町文化協会や各種の文化活動を行っているサークルへの活動支援も行っています。しかし、文化協会の加盟団体数は年々減少しており、文化活動離れの兆候とも考えられます。今後、より一層の文化活動の振興を図る必要があり、加えて、個々の活動のサークル化を推進し、誰でも参加しやすいシステム作りとそれぞれの団体での指導者の育成や確保が重要な課題となっています。

芽室町には、町指定の天然記念物である芽室公園一帯の柏の木や小林遺跡などの文化財などがあることから、これらを次代に継承していくことが求められています。

《施策の方向性》

町民の心を豊かにし、地域社会に活力を与える文化活動への参加を促進するとともに、町の文化財などの保護、伝統文化の伝承に努めます。

また、町民が自ら文化・芸術の振興を図ろうとする意識や意欲の向上を目指し、気軽に学べる講座の開設や、個々の活動のサークル化の推進に努め、参加したいと思った時に気軽に参加できるようなサークル・講座の充実を図ります。

さらに、ふるさと歴史館「ねんりん」を中心に文化財の保護、活用を進め、多世代にわたった周知活動などを行います。

《主な施策》

- ・文化芸術鑑賞機会の提供と団体の育成
- ・文化活動への参加促進
- ・各種文化団体・サークルへの活動支援と発表の場の充実
- ・文化財などの保護と活用
- ・町内吹奏楽部合同コンサートの開催

(2) 健康づくりと生涯スポーツの振興

《現状と課題》

本町では、体力向上や生活習慣病予防等のため、各種スポーツ教室の開催や健康福祉課で実施している健康ポイント事業などとの連携、チャレンジデーへの参加を行っています。また、体育会とスポーツ少年団本部運営への協力・支援など全世代がスポーツに触れ合う機会づくりを行っています。

しかし、スポーツ活動における指導者の高齢化やなり手不足が深刻化、多様化するスポーツ機会に対するニーズへの対応策を早急に検討する必要があります。

発祥の地であるゲートボールは、競技者年齢の高齢化、競技人口の減少等の問題を抱えています。幅広い年齢層ができる競技であり、小学校での体験授業を継続し、ユース大会開催支援など、青少年への普及や啓発・推進によるまちづくりを今後も継続していく必要があります。

今後も個々の町民が生涯にわたり、積み重ねる年齢とともに、いきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指し、気軽に参加できる教室や、多様なニーズに応じたスポーツ教室の開催や、青少年に対しプロアスリートによる「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会の提供を行うなどし、スポーツ振興に努めます。

《施策の方向性》

町民一人ひとりがスポーツを通して心身ともに健康に過ごせるよう、スポーツイベント（チャレンジデーなど）をきっかけに、町民全てがスポーツに取り組む習慣を身につけ、いつでも気軽にスポーツに取り組むことのできる環境づくりを目指します。

また、プロスポーツ団体などと連携し、人材交流などを行いながら、子どもたちやスポーツ団体への指導を行い、スポーツ活動の充実を図ります。

芽室町から発信され、世界各地に広がったゲートボールの青少年の競技人口の増加や発祥の地としての啓発・PRを町内の関係団体とともに進めるとともに、今後は初心者向け体験会の充実を図ります。

《主な施策》

- ・多様なニーズや個人の能力に応じたスポーツ活動の推進
- ・体育会や関係団体との連携・支援
- ・スポーツを通じた国際交流の推進
- ・プロアスリート等の指導によるスポーツ教室の開催
- ・健康づくりと生活習慣病の予防のための連携
- ・発祥の地ゲートボールの普及推進

(3) 多様な学習機会の確保・充実

《現状と課題》

町民の生涯学習におけるニーズは多岐にわたり、これに対応するため、町ではさまざまな学習機会を提供してきました。

しかし、まちづくりに関する住民意識調査で「生涯学習の機会が充実しているか？」の問いに対し、24%の町民が「どちらかというと思わない」「思わない」と答えており、「詳しいことがわからない」「情報が入ってこない」という意見も寄せられています。このことから、今後の課題として、より一層の講座・教室の内容の充実、開催時間や開催回数の検討や、更にSDGsに掲げられている目標など、より広い視点で学ぶことのできる学習の提供を行うとともに、その周知方法についても検討する必要があります。

高齢者が集い、交流する機会を確保し、生涯学習における高齢者の生きがいをづくりと学びの場として柏樹学園の運営を継続します。また、現役・壮年層以上の年代を対象に、社会参加や自己実現のための活動の場や生涯学びたいと思える環境づくりを進め、地域活動にも活かすことができるような仕組みづくりが必要と考えます。

《施策の方向性》

子どもから高齢者まで幅広い世代のニーズに応じた生涯学習に関する情報を把握し、全ての年代の町民にとって学習しやすい環境づくりを目指します。

現役世代から高齢者までの方が今までに培ってきた、知識や技術を地域参画に活かす機会の充実を図るとともに、世代間交流を進めます。

ニーズに即した講座や教室などの学習機会の充実や指導者の育成も図り、学習を始めるきっかけづくりを進めます。

また、学習の機会を提供するだけでなく、講座やサークルの内容を自主的に考え、柔軟な発想を取り入れることのできる町民主導の組織の誕生を町民活動支援センターとも連携し、支援します。こうした組織の誕生により、町民一人ひとりの意見を取り込む仕組みができることで、新たなサークルや講座の開設を促進します。

《主な施策》

- ・各年代、ニーズに即した講座・教室・講習会の開設
- ・各種青少年団活動の支援
- ・ジュニアリーダー研修会
- ・児童・生徒を対象とした集団での野外活動体験や宿泊体験の実施
- ・壮年期・高齢期等、年齢に応じた事業の実施

- 運動の実践と栄養に関する学習機会の確保
- NPO、ボランティアの養成支援、活動の推進
- SDGsに関する学習機会の提供

(4) 自然・農業とのふれあいの場づくり

〈現状と課題〉

芽室町の基幹産業である農業は私たちの生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについて、町民が教育活動や体験活動を通じて理解を深めることは大変重要なことです。芽室産の農畜産物を使用した特別メニューを小・中学校の給食の献立に取り入れる「めむろまるごと給食」を実施しています。子どもたちが地産地消を体で感じる事が出来るほか、農業の大切さや食の安全性について興味を持ってもらうなど食農教育（※2）・食育教育を推進しています。

また、芽室町は自然に恵まれており、「芽室公園とかしわの木」、「10線防風林」、「新嵐山展望台からの風景」など多彩な資源があります。

このような芽室町の基幹産業である農業と自然の豊かさ、食の豊かさの重要性を次世代に引き継ぐため、町と教育委員会では食育と農業体験を通じて農業への理解を深める食農教育を実施するほか、自然に触れ合う機会の提供、地産地消を推進し、食育に関する取組みを進める必要があります。

〈施策の方向性〉

基幹産業である農業について理解を深める機会や、地元で生産された食材を使った料理教室、地元の農畜産物を食べる機会、学校の授業において農業体験の機会を提供し、芽室町で育つ子どもたちに農業の大切さや食の安全性の重要性を認識して、将来にわたって芽室町の農業や自然を守る意識の醸成を目指します。

〈主な施策〉

- ・芽室町の食材を使用した学校給食の提供
- ・めむろ農業小学校の実施
- ・食農教育事業の実施
- ・食育や地産地消の推進
- ・環境に関する学習会への協力

※2 食農教育

生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「食（農業）」について、一体的に学び体験すること。食育＋農業体験＝食農体験

(5) 国内外の交流活動の推進

《現状と課題》

芽室町では、アメリカ・カリフォルニア州トレーシー市と平成元年から国際姉妹都市提携を締結し、平成3年度より芽室町からの中学生訪問団の派遣、平成9年度よりトレーシー市からの中学生訪問団の受入を行っています。ホームステイや学校訪問、文化体験等、異文化に触れ、多様な視点を身につけられる機会となっています。また、平成27年5月には町民有志により芽室町・トレーシー市交流協会が設立され、トレーシー訪問団の引率者の受入や交流パーティー等の活動を行い、町民全体で交流を推進する機運が高まっています。

また、岐阜県揖斐川町と友好提携を平成18年に締結し、芽室岐阜県人会を主体とした交流を中心に、芽室町から揖斐川町への小学生訪問団の派遣と揖斐川町から芽室町への小学生訪問団の受入を行っています。

昭和61年度から行っている広尾町とのうみとやまのふれあい交流は、スポーツ交流、子ども会交流などを活発に行っていましたが、現在は両町の広報誌での記事の掲載や周年行事にとどまっています。しかし、民間の経済交流や観光分野での新たな取り組みも始まっています。

さらに、農村都市交流施設ふるさと交流センター「やまなみ」を利用した山村留学生の受入も積極的に行っています。道外から児童生徒を受け入れることによって、町内児童生徒の教育環境を維持するため、また、地域活性化につながることから、協議会と家庭・学校・行政の協力体制を継続し、積極的な受入を行います。

《施策の方向性》

国内外の交流活動を通して、ほかの地域の歴史や文化、まちづくりを直接体験することで、普段の生活では学べない多くのことを学び、子どもたちの豊かな人間性の育成を目指します。

また、交流においては、社会人の交流の機会も設けることで、国際社会で生きる力を備えた人材の育成や、多様な価値観を理解し、地域社会づくりで活躍できる人材の育成も目指します。町民の誰もが参加できる国際交流の場づくりにも努めます。

《主な施策》

- ・トレーシー市との中学生相互交流
- ・トレーシー市からの招致青年による英語指導補助を通じた生徒との交流
- ・揖斐川町との小学生相互交流
- ・ふるさと交流センター「やまなみ」での山村留学生の受入

- 住民相互の地域間交流の促進を支援します。

第3節 共助社会の絆づくり

【関連するSDGsの目標】



(1) 住民参画による活力ある地域コミュニティづくり

〈現状と課題〉

町民一人ひとりが地域の一員としての責任や役割を認識し、自分にできることで地域のために活動することが、活力ある地域コミュニティづくりにつながると考えられます。少子高齢化や人口減少、地縁の希薄化などの社会情勢の変化に伴い、住民ニーズの多様化や複雑化、町内会組織の高齢化や加入率低下などが進んでいます。

芽室町青少年健全育成協議会は、町内の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校の校長、各学校のPTA役員をはじめ、少年補導員など、幅広い団体のメンバーで構成されています。青少年の健全育成や環境づくりを目指し、小・中学校、高等学校の生徒指導に関することや、基本的な生活習慣の意識啓発や非行防止活動、広報資料の作成・配布など、様々な団体同士の連携・協力のもとに活動し、地域全体で子どもを育てる意識づくりにつながっていると言えます。

自主的な町民活動を推進し、自立と発展を支援するために設置された町民活動支援センターは、多くのサークルや団体が登録し、イベントや講座などで自分たちの特技を生かし地域の先生として活躍しています。また、農村地区にある各社会教育協会は地域コミュニティの核となる活動を続けています。

町内会や地域子ども会の活動は、活力ある地域コミュニティづくりの重要な役割を担っていますが、少子化と町内会の加入率の低下などで子ども会の数が年々減少しています。ゴミ拾いや夏祭り、ラジオ体操、クリスマス会など様々な行事を通して地域の人々がつながりを深めています。今後も地域の活力を維持し、住民自治を推進するためには、地域子ども会単体ではなく、町内会等との連携を強固にしながら行事を実施していく必要があります。

〈施策の方向性〉

青少年健全育成協議会やPTA連合会、町内会及び地域子ども会、社会教育協会の活動を支援することで、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識醸成を図ります。

年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全ての町民の人権が尊重され、町民一人ひとりがまちづくりを担う一員として活躍でき、地域全体がお互いに助け合い支え合いながら共生

できる体制づくりを目指します。

《主な施策》

- ・ 青少年健全育成連絡協議会の活動推進
- ・ P T A 連合会への支援
- ・ 町内会活動・地域子ども会活動への支援
- ・ 社会教育協会連絡協議会の活動支援
- ・ 町民活動支援センターでの講座等の実施
- ・ 人権に関するセミナー等の実施

(2) 人材の発掘・協働のまちづくり

《現状と課題》

町民が生涯学習を進める上で指導者やリーダーは欠かせない存在で、町民一人ひとりが身につけた知識や技術を、地域のために還元することは、自分たちの住んでいる地域を自分たちの力で良くしていこうとする共助の第一歩につながります。

小学生から高校生までを対象とした西部十勝野外活動体験研修事業、スポーツ少年団リーダー研修事業やジュニアリーダーコースへの派遣事業を行い、将来リーダーとなる子どもたちの育成を図っています。芽室シモト大学については、次世代の人材育成、郷土愛の醸成及び地域コミュニティの活性化を目的とし、町内中学・高校及び地域住民と連携し、多様なプログラム実施を図ります。

地域指導者人材バンクについては、登録者の分野に偏りがあり、利用者のニーズに届かないこともあることから、今後は地域学校協働活動の外部講師リストと1本化し、町内や学校での活用に繋がります。今後、地域学校協働活動の実施には、地域の多くの方の協力が重要となることから、人材リストの重要性がさらに増していくこととなります。

少年団指導者を対象とした研修及び講習会を実施するとともに、指導者育成に係る助成制度の拡大を図ります。

また、芽室町図書館では、読み聞かせサークル・ボランティア、布の絵本サークル、朗読サークル、人形劇サークル、本の装備のボランティア等、多くの町民の方に図書館行事の充実や司書業務の支援の協力をいただいております。

《施策の方向性》

町民一人ひとりが個人の持つ能力、特技や知識を発揮・活躍できる場や機会の体制をつくり、活気あるまちづくりを目指します。また、将来を担う子どもたちの豊かな心の成長のために活動しているボランティアの方々を支援します

さらに、次世代を担う子どもたちが様々な体験を通して、リーダーとしての資質を伸ばせるよう支援していきます。地域の団体においても、スポーツ・文化各種少年団活動、子ども会活動、様々な住民活動の指導者やリーダーとなる人材の発掘と研修育成を充実させていきます。芽室シモト大学を実施し、将来社会で活躍できる人財育成を目指します。

《主な施策》

- ・地域学校協働活動外部講師リストの再整備、有効活用
- ・図書館ボランティアサークルへの支援
- ・図書館個人ボランティアへの支援
- ・学校図書館ボランティアへの支援

- 少年団等の指導者育成のための支援
- 芽室ジモト大学の実施
- コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の推進・充実（再掲）
- 地域活動のリーダーとなる高校生の事業参加促進

(3) 郷土を愛する人づくり

《現状と課題》

芽室町には、次世代に引き継ぐべき多くの文化財産や豊かな自然、本町発祥のスポーツなどがあります。魅力ある地域文化や恵まれた自然環境など、本町の特徴を知ってもらうことで、郷土意識の醸成を促します。

文化財産については、ふるさと歴史館「ねんりん」に歴史ある貴重な埋蔵文化財や開拓当時の農機具などが収蔵・展示されており、昔の生活や本町の先人たちの努力を目で見て肌で感じることができる貴重な体験ができる場となっています。しかし、多くの展示物は入れ替えが難しいことから、固定化が進んでいます。歴史に触れる機会を提供するために、ねんりんフェスティバルの開催、歴史や昔の食・遊びなどをテーマにした体験コーナーや工作コーナー、ミニ展示コーナーや特別展示などを実施し、機能をより一層向上させ、周知方法の工夫を図る必要があります。

次に、開町80周年に結成された郷土芸能「MEMO太鼓」については、今後も保存・伝承が求められていますが、次世代に引き継ぐべき担い手が不足しており、後継者の育成や活動継続の支援を図る必要があります。

ゲートボールは芽室町に在住していた鈴木和伸氏が青少年のために考案したスポーツで、令和4年に発祥から75周年を迎えました。本町では発祥の地杯全国ゲートボール大会をはじめ、様々なゲートボール大会を開催しており、道内だけではなく全国各地からゲートボール愛好家が町を訪れ熱戦を繰り広げています。しかし、近年、ゲートボール協会会員数は高齢化・減少傾向にあります。そのため、特に青少年への普及を目的に大会出場経費の助成や高校生合宿事業などの活動しやすい環境づくりや、普及の基礎づくりを実施しています。今後は初心者向け体験会の充実を図り、発祥の地であるゲートボールに関心を持ってもらうため、活動を推進する必要があります。

小・中学校にて、町の歴史や文化、基幹産業である農業等の特色や魅力を探究し、提案・発信する学びである「めむろ未来学」を推進し、郷土愛の醸成を図ります。

《施策の方向性》

芽室町の持つ地域の自然や文化・スポーツ等、たくさんの魅力を子どもたちに肌で体験してもらうことで、郷土に対する関心を持ってもらい、次世代に引き継ぐべき担い手の育成と郷土愛の醸成を図ります。

また、多くの町民にこの町に住んでよかったと思えるまちづくりを目指します。

《主な施策》

- ・ふるさと歴史館「ねんりん」において開拓当時の農機具展示、フェスティバルの実施
- ・歴史講座の実施

- 郷土芸能メムオ口太鼓の保存・伝承
- 青少年層へのゲートボール推進活動の支援
- 「めむろ未来学」の推進

參考資料

策定委員名簿

計畫策定經過

諮問文

答申文

條例

芽室町生涯学習計画策定委員名簿

○委嘱期間 令和4年8月1日～答申の日まで

	氏名		氏名		氏名
1	岩野真志	2	島影由里香	3	山川修
4	尾崎俊明	5	佐々木真里子	6	福井邦秋
7	吉野文智	8	坂本真智代	9	鈴木修
10	嶋野奈津美	11	佐藤英樹	12	手島節子
13	高道豊	-	-	-	-

芽室町社会教育推進中期計画策定経過

月日	内容
令和4年8月1日	<p>第1回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定委員への委嘱状交付 ・委員会の設置および諮問についての報告 ・委員長、副委員長の選出 ・中期計画概要、評価、振返り、今後のスケジュールについての確認
令和4年9月21日	<p>第2回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期芽室町社会教育推進中期計画(素案)の検討
令和4年10月17日	<p>第3回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期芽室町社会教育推進中期計画(素案)の検討
令和4年12月21日	<p>町議会 第16回厚生文教常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期芽室町社会教育推進中期計画(案)について

<p>令和4年12月27日</p>	<p>まちづくり意見募集（パブリックコメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期 間 ～令和5年1月26日まで ・公表場所 教育委員会事務所カウンター、すまいるボード、町ホームページ、町公式LINE、町Facebook ・募集方法 ホットボイスはがき、郵便、FAX、メール、役場へ持参 ・意見状況 0件
<p>令和5年2月10日</p>	<p>第4回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期芽室町社会教育推進中期計画(最終案)の答申について

第2期芽室町社会教育推進中期計画（原案）の諮問

生涯第110号
令和4年8月1日

芽室町生涯学習計画策定委員会 会長 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

第2期芽室町社会教育推進中期計画の策定について（諮問）

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関し必要な調査と審議を行い、答申を受けたくここに諮問します。

記

1 諮問事項

第2期芽室町社会教育推進中期計画の策定

2 諮問理由

現在の芽室町社会教育推進中期計画については令和4年度をもってその計画期間が終了することから、令和5年度から令和8年度までの4年間の計画期間とする「第2期芽室町社会教育推進中期計画」の策定を貴委員会に諮問します。

(生涯学習課社会教育係)

第2期芽室町社会教育推進中期計画（原案）の答申

令和5年2月10日

芽室町教育委員会
教育長 程 野 仁 様

芽室町生涯学習計画策定委員会
会長 岩 野 真 志

第2期芽室町社会教育推進中期計画の策定について（答申）

令和4年8月1日付け生涯第110号で諮問のありました、第2期芽室町社会教育推進中期計画の策定について、次の意見を付して答申いたします。

記

- 1 本計画の策定にあたり、芽室町生涯学習計画策定委員会を組織し、町民憲章の精神を踏まえ、本町の教育行政にわたり審議を重ねてまいりました。

第2期芽室町教育振興基本計画の個別計画として、第1期芽室町社会教育推進中期計画の反省と評価を基に、生涯学習の現状と課題を明らかにし、課題解決の施策を挙げ、社会教育の進むべき方向を示しました。

本答申の趣旨をご理解いただき、『町民が生涯にわたり「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び、心豊かで輝く人を育む地域』の実現を目指して、社会教育の推進に努めていただくことをご期待いたします。

芽室町生涯学習計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 芽室町の生涯学習計画を策定するため、芽室町生涯学習計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、生涯学習に関する諸般の事項を調査、審議し、教育委員会に答申する。

(策定委員の定数)

第3条 策定委員会委員（以下「委員」という。）の定数は、30人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱したときに始まり、当該諮問に係わる答申をもって終わる。

2 欠員により新たに委嘱する委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の招集)

第6条 策定委員会は、教育委員会が招集する。

(会議)

第7条 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第8条 策定委員会に部会を置くことができる。

(策定委員会の事務処理)

第9条 策定委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課が処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月1日条例第35号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

日程第 1 2

議案第 5 0 号

第 4 期芽室町子どもの読書活動推進計画策定の件

第 4 期芽室町子どもの読書活動推進計画について、子どもの読書活動の推進に関する法律第 4 条の規定に基づき、策定しようとするものであります。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁